

令和5年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ

体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等
の人権侵害防止に関する調査研究
～“Sport in Life”の基盤を形成する
安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～

— 第2報 —

公益財団法人 日本スポーツ協会
スポーツ医・科学委員会

体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に
関する調査研究
～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の
構築に向けて～
－第 2 報－

研究班長 来田 享子（中京大学）
研究班員 石堂 典秀（中京大学），菊 幸一（国土舘大学），木村 和彦（早稲田大学），
杉山 翔一（Field-R 法律事務所），高峰 修（明治大学），建石真公子（法政大学），
田原 淳子（国土舘大学），森丘 保典（日本大学）
協力班員 川西 司（中部学院大学）
スポーツ科学研究室
石塚 創也，松田 郁加，伊藤 奈津

目 次

はじめに.....	来田 享子.....	3
第 1 章 スポーツにおける子どもの人権保護への取組 —国際組織，ノルウェー，そして日本の現状と課題—.....	田原 淳子.....	7
第 2 章 「性の多様性に関するIOCの枠組み（2021年11月）」以降の IFおよび諸外国のNFの対応事例.....	来田 享子.....	21
第 3 章 ヨーロッパ人権裁判所におけるDSDsアスリートの権利の保護と限界 —キャスター・セメンヤ対スイス事件に関するヨーロッパ人権裁判所2023年 7 月11日判決 (Mokgadi Caster Semenya v. Switzerland, no. 10934/21) について—	建石真公子.....	32
第 4 章 国際セーフスポーツ短信＜2023年度＞.....	杉山 翔一.....	40

はじめに

來田 享子*

研究の背景

近年、スポーツを通した／スポーツにおける人権侵害のリスクに関する認識が高まり、これへの対応が求められている。スポーツを通した人権侵害のリスクに関しては、たとえばSantらの研究がある¹⁾。この研究では、大規模スポーツイベントの開催による低賃金労働の需要拡大、観光客の流入が、人身売買という複雑な人権問題をもたらすリスクを指摘し、これを防止するための企画・立案・実践のケーススタディーが報告されている。この研究のように、大規模スポーツイベントが社会全体に対して与える人権侵害リスクとその防止については、主としてスポーツ・マネジメント分野において検討がなされている。

一方、スポーツにおける人権侵害に関しては、暴力・性暴力、虐待、様々な差別や不平等、ハラスメント・性的ハラスメントが指摘されてきた。若年層の選手に対する経済的・性的搾取を子どもの権利条約との関わりから検討する研究²⁾、LGBTQ+³⁾やDSDs⁴⁾などの性的少数者に対する人権侵害の防止と権利の保護に関する研究等、スポーツにおいて弱者となり得る人々に焦点をあてた研究も増加している。

社会でスポーツが普及し、その公共性が高まるにつれ、スポーツを通して発生する人権侵害とスポーツにおける人権侵害は、複雑に、密接に絡み合い、相互に影響を与えるものとして捉える必要が高まっている。この観点からも、スポーツが多様性を承認し、人間が人間らしく活動するための安心で安全な環境に関する社会のモデルを提示することは、喫緊の課題であると考えられる。

この社会的な情勢を踏まえ、海外のスポーツ先進国においては、「スポーツと人権センター」⁵⁾や「セーフスポーツセンター」⁶⁾に類する専門組織・機関が設置され、現状調査にもとづく戦略の策定、モニタリン

グ結果を踏まえた戦略の見直し、新たな課題の発掘が継続的に実施されている事例がみられるようになっている。

日本国内では、東京2020大会のレガシーとして、多くの人がスポーツを楽しむことのできる社会をめざすプロジェクト“Sport in Life”を2020年にスタートさせた。このプロジェクトでは、スポーツ参画人口の拡大に向け、Sport in Lifeコンソーシアム⁷⁾を設立し、参画団体や公募に応募した企業等が先進事例を形成している。ところが、こうしたプロジェクトと同時期に、世界的な人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, 以下、HRW) による報告書「数えきれないほど叩かれて」⁸⁾が公表された。日本では、2012年に桜宮高等学校でバスケットボール部員が体罰を受け、自ら命を絶った事件以来、スポーツにおける体罰・暴力をなくそうとする試みは強化されてきた。しかし、残念ながらその成果は十分とはいえないことが、報告書によって示された。関係者は深刻に受け止めなければならない状況にある。

スポーツにおける人権侵害を防止し、安心・安全なスポーツ環境を形成するための継続的な啓発は、上述のスポーツ庁が推進する“Sport in Life”推進の大前提となる事柄として取り組むべき課題である。公益財団法人日本スポーツ協会（以下、JSPO）は2011年に創立100周年を迎え、「スポーツ宣言 日本～二十一世紀におけるスポーツの使命」（以下、宣言）を発表した。この宣言では、「多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がスポーツを差別なく享受し得るよう努めること」、「スポーツの基本的な価値が自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレイに負い、相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」ことが、強調されている。JSPOはこの宣言にもとづき、日本体育協会からの名称変更以前に、スポーツにおける多様性の確保と人権尊重というテーマに対し、教育・啓

* 中京大学

発および現実に問題が発生した場合の対応のための活動を実施してきた。その例として「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンや「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置等があげられる。スポーツによる人権侵害の防止は、これらJSPOの活動の延長線上に位置づけられるが、先述の2020年のHRWの報告書は、従来の活動をより強く、組織的に進めることの必要性を認識させるものである。

2015年全面改定されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」は、スポーツ界が抱える課題解決に向けて重視すべき価値の国際的基準ともいえる内容を提起した。周知のとおり、同憲章は1978年にはじめて採択され、1991年における小改定を経て、昨年全面改定に至っている。1991年の小改定では、暴力、ドーピング、過度の商業化等、体育・スポーツに対する脅威とみなされる危険と有害な影響を防ぐ主旨の条文（第7条）が追加された。昨年の改定では、これまでの憲章の内容を踏まえつつ、憲章の名称を「体育・スポーツ(Physical Education and Sport)」から、より広範な身体的活動を含む「体育・身体活動・スポーツ(Physical Education, Physical Activity and Sport)」へと変更し、憲章の射程を拡げた。

条文改定のポイントは、スポーツを平和と開発のための触媒として認識し、「ジェンダー平等、社会的包摂、持続的な対話を促進する牽引役としてのスポーツ」「スポーツの高潔性」「草の根スポーツの重要性」等を強調したことである。ここでいう社会的包摂は、格差・障害・人種・民族・宗教・性別・性的指向等にもとづく差別によって、誰もが排除されることのない状況を前提としている。すなわち、この前提なくしては、どのような人も健康および体育・スポーツを含む身体活動の価値を享受することができないことを認識し、これを担保することをあらゆる関係者に問いかけた点が、1991年版からの大きな変化であるといえる。

とりわけ2015年版憲章では、その第9条「安全性およびリスク管理は質保証の必須の条件である」の2項において「体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子

ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングとごまかし、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不法取引、暴行が含まれる」ことが記載された。この条文は、体育・スポーツの環境における「安全性」の中には、いわゆる身体的・精神的な危険性の除去のみならず、人権の保障という概念が含まれていることを示している。

研究目的・計画・方法

以上の背景を踏まえ、本プロジェクトでは、スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害の防止による安心・安全なスポーツ環境のあり方を提示する。具体的には、1) 関連文献のレビュー、2) IOCや先進的な取り組みを行う国におけるガイドラインや啓発活動の実施状況、3) 先述の専門組織の体制や取り組み、4) 指導者育成・研修のカリキュラムの先進事例、5) 観客を含めたステークホルダー全体に対する啓発活動の事例、6) 相談窓口等の救済システム等を調査し、日本で適用するための分析を行う。

この目的のために、3年間の研究期間では、以下を実施する計画とした。

(1) 令和4年度（第1年次）

関連文献のレビュー、IOCや先進的取り組みを行う国の現状把握

(2) 令和5年度（第2年次）

JSPO加盟組織の現状を把握する調査、指導者のニーズを把握する調査、スポーツ先進国における「スポーツと人権」に関わる専門組織の資料収集とヒアリング

(3) 令和6年度（第3年次）

JSPOや加盟組織が戦略策定や体制整備のために活用できるツールキットの作成

期待される成果とその公表

本プロジェクトでは、上記の実施計画に沿って調査研究を進めることにより、以下の3点を期待している。

繰り返し指摘されてきたスポーツ界の課題に対し、改めて現状をモニタリングすることによる課題の具体

化を図る。

人的資源・財源等の余力がないJSPO加盟組織においても持続的・戦略的に対応するための体制整備とスキームに寄与するツール・キットを配付する。これによりトップアスリートに偏りがちであった対応策を草の根レベルに拡大する。

海外の先進的な取り組みを参考にしてJSPO内に専門組織を置くことの妥当性を検討するための基礎的資料を提供する。

研究成果は、本冊子のような研究報告書にまとめるとともに、ツールキット等の教育啓発資料はJSPOのホームページ等で公開し、広く活用できるようにしたい。

研究体制

本プロジェクト研究の班員メンバーは以下のとおり、スポーツを通した／スポーツにおける人権の保護・尊重に関する研究を進めたり、国内スポーツ組織の動向や国際動向に知見を有するスポーツ科学および法学分野の研究者で構成した。

< 班長 >

来田 享子（中京大学・教授）

< 班員 >（50音順）

石堂 典秀（中京大学・教授）

菊 幸一（国士舘大学・教授）

木村 和彦（早稲田大学・教授）

杉山 翔一（Field-R法律事務所・弁護士）

高峰 修（明治大学・教授）

建石真公子（法政大学・教授）

田原 淳子（国士舘大学・教授）

森丘 保典（日本大学・教授）

（所属はいずれも2024年3月31日現在）

初年度の2022年度研究成果報告書では、①人権の尊重と保護に関する戦後の国際オリンピック委員会（IOC）の政策、②国内スポーツ団体における通報窓口制度の運用の現状、③セーフスポーツ実現のための通報・相談機関に関する国際比較、④IOCおよびオーストラリアにおける選手の心身に悪影響を及ぼす様々なハラスメントや虐待への対応、⑤国内スポーツ組織では専門的な窓口等が設置されるには至っていない性的暴力・虐待に関するフランスとノル

ウェーの事例の検討を行った。

2年目となる2023年度の本報告書では、調査研究の結果を次の各章で構成した。第1章は、スポーツにおける子どもの人権保護に焦点をあてた。この章では、国際組織および先進的な取り組みを進めているノルウェーを事例的に取り上げ、日本のスポーツ団体の現状と比較することにより、課題を明らかにした（執筆担当：田原）。

第2章は、人権の尊重・保護と競技の公平性のバランスに関する2021年東京2020大会時以降の動向として、トランスジェンダー選手の参加資格をめぐる主要なIFおよびいくつかのNFにおける事例を検討した。日本国内のNFでも議論の必要性は認識されているものの、具体的な基準策定が進んでいないテーマである（執筆担当：来田）。

第3章は、DSDs選手の参加基準をめぐる人権侵害について検討するために、キャスター・セメンヤ選手がスイスを提訴した事件におけるヨーロッパ人権裁判所の判決（2023年7月11日）について理解を深めようとした。判決において、DSDs選手の権利はいかに保護され、またスポーツにおけるその権利の保護には、現時点でどのような限界があるのかが検討されている（執筆担当：建石）。

第4章では、国際的なセーフスポーツ運動を主導する「セーフスポーツインターナショナル」が主催した国際会議における情報収集と関連組織との情報交換から得られた知見がまとめられている（執筆担当：杉山）。

注及び参考文献

- 1) Stacy-Lynn Sant, Christine Maleske, Wenche Wang and Elizabeth J. King (2023) Leveraging sport events for the promotion of human rights in host communities: diffusion of anti-trafficking campaigns at Super Bowl LIV, SPORT MANAGEMENT REVIEW 26 (2) :203-223. <https://doi.org/10.1080/14413523.2022.212001>
- 2) Tsubasa Shinohara (2020) Child rights and sports law: How can we protect young athlete's human rights under

the UN Convention on the rights of the child?, International Sports Law Review Pandektis (ISLR/Pandektis) 13 (1-2) : 136-154.

- 3) 公益財団法人日本スポーツ協会(2022) 体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン～性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるために～(第3版), p.6.
Lesbian (レズビアン), Gay (ゲイ), Bisexual (バイセクシュアル), T r a n s g e n d e r (トランスジェンダー), Q (クイア), Q (クエスチョニング) の 頭文字, およびこれら以外の多様な性のあり方を包括的に表す「+」を合わせた語. 性的マイノリティの総称として用いられる.
- 4) 同上.
生物学的な意味でのからだの性の様々な発達. 「これが女性の身体の構造・これが男性の身体の構造とされている固定観念とは, 生まれつき一部異なる体の状態の女性・男性」のこと. 医学的には「性分化疾患」, 一部の欧米の政治運動では「インターセックス」とも呼ばれてい

るが, 現実の当事者の人々はそのような包括用語をアイデンティティのようにされることを拒否しており, 「アンドロゲン不応症」や「ターナー症候群」など身体状態を「持っている」と認識している. 「両性具有: 男でも女でもない性」「男女区別がつかない人」「男女両方の特徴」「からだと性は区別できない」という誤解・偏見があるが, そのような表現は現在では侮蔑的表現とされている.

- 5) たとえば, 2018年には英国に事務所を置く Center for Sport and Human Rightsが設立されている. <https://www.sporthumanrights.org/>
- 6) 本報告書第3章を参照されたい.
- 7) 事業や参画団体は, Sport in Lifeのホームページを参照されたい (<https://sportinlife.go.jp/>)
- 8) ヒューマン・ライツ・ウォッチ(2020) 数えきれないほど叩かれて 日本のスポーツにおける子どもの虐待. https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan_0720jp_web.pdf

第1章 スポーツにおける子どもの人権保護への取組 —国際組織、ノルウェー、そして日本の現状と課題—

田原 淳子*

はじめに

2022年度にノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟(NIF)のスポーツにおける性的暴力に対する取組について調査研究を行った。その際、副産物として得られたNIFによるスポーツにおける子どもの人権保護に関する資料に関心をもち、2023年度の研究を行うに至った。

2020年7月にヒューマン・ライツ・ウォッチから「数えきれないほど叩かれて 日本のスポーツにおける子どもの虐待」という衝撃的な報告書が公表された。同団体は、「国際法は、政府に対し、子どもが遊ぶ権利・スポーツをする権利、そして、子どもが暴力や虐待を受けない権利を保障する義務を課している。スポーツをする子どもへの暴行・暴言等の虐待を日本でなくすには、明確な権限と基準に基づいた統一的な対応を国として確立しなければならない。」と述べる(ヒューマン・ライツ・ウォッチ、2020)。その後、この国の状況に改善は見られているのだろうか。

スポーツにおける子どもの人権というテーマに取組むにあたり、まず子どもの人権についての一般的な考え方や歴史的な経緯を把握し、その上でスポーツにおける子どもの人権について検討することにした。そのため、国際的には国連、ユネスコ、ユニセフ(日本ユニセフ協会を含む)の文書を取上げ、日本国内では日本学術会議および日本スポーツ振興センター(JSC)の文書や取組みを検討した。そして、これらのベースの上に、NIFの資料を扱うことで、その特徴を浮き彫りにしたいと考えた。

本報告書では資料紹介の域を出ないが、スポーツにおける子どもの人権を保護するため、より本質的で実効性のある政策提言のための一助になれば幸いである。

*国士舘大学

1. 子どもの人権について

1.1 子どもの人権保障をめぐる憂慮すべき状況

子どもの人権保障をめぐる実態は、国内外においてきわめて憂慮すべき状態にあるとして、第19期日本学術会議「子どものこころ特別委員会」がその問題点を以下のようにまとめている(日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005、p.77)。

◆世界的傾向

- ① 子どもの成長・発達にとって不可欠な権利である遊びの重要性に対する社会的無関心の存在
- ② 学校や家庭における知育偏重
- ③ 居住空間の非人間的利用および不適切な環境計画の推進
- ④ 子どもを食いものにするマスコミ・商業活動の増大およびそれらがもたらす道徳的価値基準の低下や、文化的伝統の衰退
- ⑤ 急速に変化する現代社会生活への対応面における子どもサイドの準備不足
- ⑥ 地域社会における子どもへの差別・選別の増大
- ⑦ 子どもが戦争・暴力・麻薬・性的搾取・虐待などに絶えずさらされている
- ⑧ スポーツ競技における不健全な競争に子どもが常に狩り出されていることなど

◆日本国内の傾向

いじめ・体罰・中退・不登校・校則・学級崩壊・売春・ポルノ・自殺をはじめ、不本意入学・学力低下・学習意欲の喪失・不適格教員・学費支払不能・定員割れ及び子どもへの性犯罪の多発化など

1.2 強度の心的ストレスによる成長への影響

子どもはこころの病によって、成長発達に影響が出る事が知られている。極端な例では、被虐待児で体重増が悪く顕著に痩せたり、身長伸びも障害

されたりする場合には、愛情遮断症候群 (deprivation syndrome) と呼ばれる (日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005, p.10)。

精神的に虐待されることで、子どもの身長伸びが止まってしまう (精神社会的低身長, PSS: psychosocial short stature) 場合、栄養的にも不十分な状態に置かれる可能性があるため、この点からの説明もできるが、実は、精神的虐待を受けた子どもは、下垂体での成長ホルモンの産出が病的に低下することが報告されている。この成長ホルモン値の低下は、子どもが虐待の状況から解放されると正常に戻り、身長は改善されるが、精神的虐待が長期にわたれば、精神神経の発達にも影響を及ぼすことが推定される。(日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005, pp.16-17)

体罰などによって恐怖感、反抗心、不信感などが強化されると、子どもの成長発達にも影響が及ぶことになる (日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005, p.11)。また、子どもの身体的成長と精神的な発達は、遺伝子だけでなく、環境という因子によって規定されていることも明らかになっている (日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005, p.18)。

1.3 児童虐待とその病理

日本においては、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっている。持ち込まれる虐待の相談件数は、1990年度の1,101件から2002年度には23,738件へと20倍以上の増加を示し、2022年度では219,179件と、この30年余りで200倍に近づいている (こども家庭庁、児童相談所における虐待相談対応件数とその推移)。

児童虐待の病理としては、これまで次のものが指摘されている。①人間らしく扱われなかったことが、社会全体への敵対心を育て、犯罪・非行者を生む、②身体的発達の遅れや制止、愛情欠乏性症小人症等の後遺症やPTSD (心的外傷が、自信喪失等、以後の社会生活に対する様々な適応障害を生じさせる)、③世代間伝承作用と呼ばれるように、被虐待児が虐待者に転じるおそれがある (日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005, p.34)。

1.4 子どもの生育環境の要素と運動・スポーツ分野からの視点

前述のような「子どもの危機」とも呼ぶべき状況は、幼児から青少年までのすべての段階において見られる。それは子どもの成育環境の変化に起因し、子どもの元気を育むことは国家的な重要課題であるとして、日本学術会議 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会は、2007年に対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」を表出した。そこでは、子どもの成育環境の4つの要素「空間、方法、時間、コミュニティ」が相互に影響しあいながら「悪化の循環」に陥っているとして、従来の個別的政策を再検討し、複合的・総合的に連携する戦略の構築が必要であると述べている (日本学術会議 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会, p. iii)。

日本学術会議では、この対外報告を受けて、心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会が設置され、前述の4つの成育環境の要素ごとに提言が表出された (日本学術会議 子ども成育環境分科会, 2008, 2011, 2013, 2017)。

こうした動きと連動して、日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会では、2008年から2017年にかけて「子どもを元気にする」あるいは「子どもの動きの健全な育成」を目的とした提言を表出した (日本学術会議 健康・スポーツ科学分科会, 2008, 2011, 2017)。これらの提言における問題意識は、人々を取り巻く環境の変化による子どもの身体と健康に関する問題であり、子どもの運動・スポーツを推進するための体制整備や子どもの体力・運動能力向上のための施策に資することを目指したものであった。だが、そこには、子どもの権利や人権といった子どもを主体とした視点はみられない。

1.5 国連における子どもの権利に関する動き

周知のように、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを初めて公式に認めたのは国連による「世界人権宣言」(1948年採択)であ

る。だが、この宣言自体は法的な効力をもたないことから、この宣言が目指す社会を実現していくために様々な条約が整えられてきた。たとえば、「人種差別撤廃条約」（1965年採択）、「女子差別撤廃条約」（1979年採択）などである。また、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況にも目が向けられるようになり、「児童の権利に関する宣言」（1959年採択）を皮切りに子どもの人権を包括的に保障するための枠組み作りが本格化した。

子どもの権利について定めた代表的なものとしては、国連による「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年採択）がある。

表1は、国連における子どもの権利に関する動きの概要を示したものである（unicef、子どもの権利条約、人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで）。

1.6 子どもの権利条約

1989年11月20日に第44回国連総会において採択された「子どもの権利条約」は、世界で最も広く受け入れられている人権条約で、196の締約国・地域が批准している（日本は1994年に批准）（unicef、人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで）。

この条約の特徴は、子ども（18歳未満の人）は「弱くて大人から守られる存在」であるという考え方だけではなく、「ひとりの人間として人権（権利）を

もっている」、すなわち、子どもは権利をもつ主体であるという考え方に大きく転換させたことにある。この条約では、子どもも大人と同様に、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長過程において必要な保護や配慮を受ける権利も定めている（unicef、子どもの権利条約の考え方）。

子どもの権利条約の基本的な考え方は次の「4つの原則」であり、あらゆる子どもの権利の実現を考える際に合わせて考えることが大切な原則であると考えられている（unicef、子どもの権利条約の考え方）。

- ・差別の禁止（差別のないこと）
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

日本ではこれらの原則が「こども基本法」にも取り入れられ、「子どもの声を聴くこと」が積極的に進められている（unicef、子どもの権利条約）。たとえば、こども家庭庁はこどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組「こども若者★いけんぶらす」を実施している（こども家庭庁、こども若者★いけんぶらす）。

ユニセフ（国連児童基金）は、子どもの参加が「意味のある参加（meaningful participation）」になるためには、参加する「場」、意見を言える環境、

表1 国連における子どもの権利に関する動きの概要

1948年	「世界人権宣言」採択。「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言された。
1959年	「児童の権利に関する宣言」採択。「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言された。
1978年	ポーランド政府が「子どもの権利条約」の草案を提出。
1979年	国際児童年。世界中の人が子どもの権利について考える機会となる。
1989年	「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国連総会にて満場一致で採択（1990年発効）。
1990年	「子どものための世界サミット」開催。“子ども最優先”の原則のもと、2000年までに子どものために達成すべき目標を定めた。
2000年	「子どもの権利条約」2つの選択議定書（「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」「子どもの売買、買春および児童ポルノに関する選択議定書」）を採択。
2002年	「国連子ども特別総会」開催。「子どものための世界サミット」からの進展を確認し、“子どもにふさわしい世界”を合言葉に、これから世界が果たすべき約束を決定。
2011年	「通報手続きに関する選択議定書」採択。

出典：unicef、人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで

意見を聴く大人の存在があり、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることが大切であると述べている。また、国連子どもの権利委員会は、子どもの効果的で倫理的な参加のための基本的要件として、次の9項目を挙げている（unicef、子どもの権利条約の考え方）。

①透明性、②任意、③子どもの尊重、④関連性、⑤子どもにやさしい、⑥包摂的、⑦研修の実施、⑧安全でリスクに配慮、⑨説明責任（子どもへの報告）

子どもの権利条約は54条で構成されているが（unicef、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）全文（政府訳））、その概略を把握することができる日本ユニセフ協会による第40条までの抄訳を表2に示す（unicef、子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳）。

子どもの権利条約において、スポーツに直接かわる条文は第31条である（全文は表3）。ここでは、国は子どもがその年齢に適した遊びやレクリエーション活動を行う権利を認め、それを尊重し促進すること、そしてそれらの適当かつ平等な機会の提供を奨励することを定めている。

この「子どもの権利条約」第31条を受けて、第19期日本学術会議「子どものこころ特別委員会」では、「すべての子どもは、能力の差に関わらず、等しく遊ぶ機会を共有する権利を持ち、さらにいかなるときにも、すべての締約国は、『子どもの遊ぶ権利』を保証するように立案されたプログラムにおいて、その権利に最優先権を与える責務がある」として、子どもの遊ぶ権利を保障する人権憲章を定めている（表4）（日本学術会議「子どものこころ特別委員会」2005、p.34）。

2. スポーツにおける子どもの人権について

2.1 ユネスコの「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」にみる子どもの人権保護

ユネスコが2015年に採択した「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」には、子どもにかかわる記述が散見される。

まず、前文9において、幼少期の重要性が述べられ、この時期からの遊びの経験や質の高い体育に参加することが、生涯にわたる身体活動やスポーツへの参加につながり、子どもたちが社会の一員となる

表2 子どもの権利条約（日本ユニセフ協会による抄訳）

第1条	子どもの定義
第2条	差別の禁止
第3条	子どもにもっともよいことを
第4条	国の義務
第5条	親の指導を尊重
第6条	生きる権利・育つ権利
第7条	名前・国籍をもつ権利
第8条	名前・国籍・家族関係が守られる権利
第9条	親と引き離されない権利
第10条	別々の国にいる親と会える権利
第11条	よその国に連れさらされない権利
第12条	意見を表す権利
第13条	表現の自由
第14条	思想・良心・宗教の自由
第15条	結社・集会の自由
第16条	プライバシー・名誉の保護
第17条	適切な情報の入手
第18条	子どもの養育はまず親に責任
第19条	あらゆる暴力からの保護
第20条	家庭を奪われた子どもの保護
第21条	養子縁組
第22条	難民の子ども
第23条	障がいのある子ども
第24条	健康・医療への権利
第25条	施設に入っている子ども
第26条	社会保障を受ける権利
第27条	生活水準の確保
第28条	教育を受ける権利
第29条	教育の目的
第30条	少数民族・先住民の子ども
第31条	休み、遊ぶ権利
第32条	経済的搾取・有害な労働からの保護
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護
第34条	性的搾取からの保護
第35条	誘拐・売買からの保護
第36条	あらゆる搾取からの保護
第37条	拷問・死刑の禁止
第38条	戦争からの保護
第39条	被害にあった子どもの回復と社会復帰
第40条	子どもに関する司法

出典:unicef、子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳

ために必要なスキル、態度、価値、知識、理解、喜びを学ぶために必須の入り口になることが明記されている。

前文11では、体育・身体活動・スポーツの高潔性と潜在的な恩恵を保護するための前提条件として、

表3 子どもの権利条約におけるスポーツ関連条文

第31条 1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。 2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。
--

出典：unicef、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）全文（政府訳）

あらゆるレベルの関係者による協調した行動と協力が必要であるとし、それを阻害するリスクの一つに「子どもに対する過剰なトレーニング」が挙げられている。この前文と関連する条文として、質保証の必須条件として安全性及びリスク管理が第9条に述べられている。そこでは、安全性を低下させる、または不適切なリスクを含む実践や行事には断固たる即時の対策が必要であると記されている（9.1）。また、すべての関係者の努力義務として、子どもを含む社会的弱者に対して制限や危害が加えられないようにすることが求められ、その具体的な内容には、ここでも「子どもに対する過剰なトレーニング」が挙げられている（9.2）。また、すべての関係者が、子どもに対するリスク、危険な又は不適切なトレーニング方法や競争、さらにはあらゆる種類の心理的プレッシャーといった潜在的リスクについて認識しておくことの重要性が述べられている（9.4）。

表4 子どもの遊ぶ権利を保障する人権憲章

第1条	国は、子どもがその成長・発達過程において、正しい遊びを通して、多様な体験を得る機会を保障する。
第2条	国は、子どもとその家族が日常的に触れ合い、親しむことができる自然スペースを保全・創出するように努めなければならない。
第3条	国は、子ども達が遊びによって、身体性、感性、創造性、社会性を育むようにするため、豊かな遊びの空間と時間を整備しなければならない。
第4条	国は、子ども達が自らの意思に基づき、遊びを通してさまざまな年齢の仲間や多様な人々と交流する機会を提供しなければならない。
第5条	国は、犯罪および事故から子どもの遊びを守るように生活空間を作らねばならない。ただし、過度な安全重視が子どもを閉じ込めることがないように配慮する必要がある。
第6条	国は、子どもが遊びを通して健康かつ健全な成長・発達をするよう住環境を整備し、医療サービスの十分な提供をするよう心がけねばならない。
第7条	国は、子どもの遊びが日常的に屋外の大地上に接し、低層の住宅に生活する中で、孤立しないように努めなければならない。
第8条	国は、子どもが多様な遊びに自由に接近できるよう開放的な生活環境を作り、楽しいまちづくりに専念する必要がある。
第9条	国は、子どもの遊びによって創出される文化を尊重し、子どもの固有の地域文化を継承・発展させるように努めなければならない。
第10条	国は、子どもが遊びを通して自然・地域そして地球環境について、関心を持つように学習や体験の機会を用意する必要がある。
第11条	国は、子どもとその家族が共に楽しく遊ぶ時間と空間を共有することができるようにするため、職場と住居の近接に努め、子どもの成長・発達にとって有害な商業活動を排除するように関係者間のネットワークづくりに努めなければならない。
第12条	国は、親が元気に遊ぶ子を安心して育てることができるよう、子育てを支援する社会システムの整備・確立を図る必要がある。

出典：第19期日本学術会議「子どものころ特別委員会」報告書『子どものころを考えるー我が国の健全な発展のためにー』（平成17年6月23日）pp.80-81

第11条では、開発と平和をめざすスポーツにおいて、「年齢」にも配慮されなければならないことが明記されている(11.3)。これらの文言を表5に列記した。

2.2 日本ユニセフ協会による「子どもの権利とスポーツの原則」

ユニセフと日本ユニセフ協会は、「子どもの権利条約」が誕生した日に合わせ、「子どもの権利とスポーツの原則」を発表した(2018年11月20日)(日本スポーツ振興センター、JSCにおける子どもの権利とスポーツの原則に関する取組)。表2及び表3に示したように、同条約が「遊び」を子どもの権利の一つとして謳っていることを受け、スポーツがすべての子どもの成長を促す大きな力をもっていることに着目し、本原則は、真に子どもの健全で豊かさに充ちた成長を支えるスポーツを実現するために、多数の関係者の協力を得て、スポーツにかかわるすべての大

人が協力して取り組むための新たな指針として作成された。その背景には、世界の多くの国で、スポーツにおいて暴力や虐待といった子どもたちに負の影響を与えるような現実があることが指摘されている(unicef, 子どもの権利とスポーツの原則, pp.2-3)。

「子どもの権利とスポーツの原則」は、以下に示す各種法令の理念に合致しそれを具体化したものであり、特に、権利保護の必要性が高い子どもに対するハラスメントや暴力の防止に向けた、スポーツ団体等の自主的な取組みに資するものであるとされている(unicef, 子どもの権利とスポーツの原則, p.27)。

- ・スポーツ基本法(2011)
- ・運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁, 2018)
- ・運動部活動での指導のガイドライン(文部科学省, 2013)

表5 「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」(ユネスコ, 2015)における子どもの人権にかかわる箇所

前文	9. 幼少期からの保護者や保育者との遊びの経験や質の高い体育に参加することは、生涯にわたって身体活動やスポーツに参加し、さらには社会の一員となるために必要なスキル、態度、価値、知識、理解、喜びを子どもたちが学ぶための必須の入り口となることを明確に示し、 11. あらゆるレベルの関係者による協調した行動と協力が、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピング、不正な操作、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不正取引並びに暴力から体育・身体活動・スポーツの高潔性と潜在的な恩恵を保護するための前提条件であることを主張し、
第9条 安全性及びリスク管理は質保証の必須の条件である	9.1 体育・身体活動・スポーツは、すべての参加者の尊厳、権利、健康を保護する安全な環境で行われなければならない。安全性を低下させる、または不適切なリスクを含む実践や行事は、体育・身体活動・スポーツの完全性及び潜在的な恩恵とは相いれない。そのような実践及び行事には断固たる即時の対策が必要である。 9.2 体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングと不正な操作、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不正取引、暴行が含まれる。 9.4 体育・身体活動・スポーツにおける参加者、管理者、教師、コーチ、両親などのすべての関係者が潜在的リスク、特に子どもに対するリスク、危険な又は不適切なトレーニング方法や競争、さらにはあらゆる種類の心理的プレッシャーについて意識しておくことが重要である。
第11条 体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる	11.3 開発と平和をめざすスポーツは、排除される者がおらず、文化、ジェンダー、年齢、障がいに配慮したものでなければならない。また、強固な監視と評価のメカニズムを含むべきである。それらは地域プロジェクトのオーナーシップ(当事者意識)を奨励し、その他の体育・身体活動・スポーツがめざすものと同様に持続可能性と高潔性の原則を具体的に表現するべきである。

出典：UNESCO「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」

- ・児童憲章（1951）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）（厚生労働省，2000年，最終改正2007年）
- ・学校教育法（1947）
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- ・児童福祉法の改正（2016）

この原則は、遊びやスポーツが子どもの健全な成長に不可欠な子どもの権利であり、すべての子どもが安心してスポーツを楽しめるスポーツ環境の実現のために、子どもに影響を与えるであろう4者（①スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者、②スポーツ団体等を支援する企業・組織、③成人アスリート、④子どもの保護者）それぞれに向けて期待される事柄が具体的に述べられている。表6に「子どもの権利とスポーツの原則」の構成を示すが、その本体には個々の項目について詳細な説明が記されている。

2.3 日本スポーツ振興センター等における取組

日本スポーツ振興センター（JSC）は、ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」の作成に協力し、その文書をWebサイトに掲載するとともに、本原則が掲げる理念の実現に貢献すると明言している（日本スポーツ振興センター、JSCにおける子どもの権利とスポーツの原則に関する取組）。

さらに、同原則の個々の項目に対するJSCの取組を掲載している（表7に転記）。

しかし、これらの取組の内容は、いずれも抽象的で、複数の原則に対して同じような取組が記載されており、ここから取組の具体性や進捗状況はあまり見えてこない。唯一その取組が具体化されたものを窺い知ることができるのは、関連資料に掲げられた『スポーツ事故防止ハンドブック』と『スポーツ事故対応ハンドブック』であり、原則3「子どもをスポーツに関係したリスクから保護する」に対応する「事故防止の取組」くらいであろう。

原則6「子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント（対話）を推進する」に対する取組には、「・・・子供に対するスポーツ・コーチングの発展やコーチの育成に取り組んでいます。」とあるが、原則9「関係者への働きかけと対話を行う」・原則10「ス

表6 ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」の構成

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されること	
1	子どもの権利と尊重と推進にコミットする i. 常に子どもの最善の利益を考慮して行動する ii. 子どもの意見を尊重する iii. 子どもを差別しない iv. 子どもをあらゆる形態の暴力やその他権利の侵害から守る v. スポーツを通じて子どもの権利を推進する
2	スポーツを通じた子どものバランスの取れた成長に配慮する i. 子どものバランスの取れた成長を促進する ii. 子どもの学習・教育の機会を確保する
3	子どもをスポーツに関係したリスクから保護する i. 子どもを暴力や虐待などから保護する ii. 子どもが適切な指導能力をもつ有資格者から指導を受けられるように努める iii. 子どもが安全にスポーツを行うことができる環境を確保する iv. 子どもが不正行為に関与することなくスポーツを行える環境を確保する v. 子どもをあらゆる種類の搾取から守る
4	子どもの健康を守る i. 子どもの身体的及び精神的な健康を守る ii. ドーピングから子どもを保護し、栄養指導を提供する iii. 適切な生活習慣を構築する
5	子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する i. 基本方針を策定・公表する ii. リスクを確認・評価し、リスクの高さに応じた対応を行う iii. ルール、ガイドライン、行動規範等を制定し、これを実施する iv. モニタリングと継続的な改善を行う v. 相談・通報窓口を確保し問題を解決する
6	子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント（対話）を推進する i. 子どもを支えるスポーツ指導者等の適切な人選・教育を行う ii. 対話を通じて組織内外の関係者の理解を促進する
スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること	
7	スポーツ団体等への支援の意思決定において、子どもの権利を組み込む
8	支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う
成人アスリートに期待されること	
9	関係者への働きかけと対話を行う i. スポーツ団体等に働きかけを行う ii. 子どもとの対話を行う
子どもの保護者に期待されること	
10	スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする i. 子どもの健全でバランスの取れた成長に配慮する ii. 関係者と対話し、子どもの保護のための取組みを行う iii. 子どもの権利に悪影響を与える問題の解決をサポートする

出典：unicef, 子どもの権利とスポーツの原則, p.5

スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする」に対する取組は、「・・・本原則の理念の普及に貢献してまいります。」と書かれており、理念の普及については未来形のままで意思表示に過ぎないことから、JSCが取組んでいるコーチングの発展やコーチの育成にも本原則が取入れられているとは考えにくいのが実情である。

ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」の巻末には、JSCを含む賛同団体・企業の一覧が記されており、その情報はWebサイトで更新されている。競技団体では、野球関連の団体が15団体と多数を占め、その他は、サッカー、ホッケー、空手道、バスケットボール、ラグビーフットボール、水泳の団体が賛同しており、賛同を表明したのは7競技に過ぎない（2023年10月現在）。公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している団体は、中央競技団体だ

けでも61団体（2024年4月1日現在）あることを考えれば、情報の一層の周知が必要であろう。

2.4 ノルウェーのスポーツにおける子どもの権利と規定、保護

ノルウェーでは、全児童・青少年の93%が幼少期に組織的なスポーツに参加しているといわれ、これは極めて高い参加率であるといえる。ちなみに、日本ではこれと単純に比較できるデータは見当たらないが、学校の運動部や地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団等を含む）に入会していない小学校児童の割合は、女子52.1%、男子34.7%であるという調査結果から、体育の授業以外に組織的なスポーツに参加している児童は、女子47.9%、男子65.3%であるとみなすことができる（スポーツ庁『令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報

表7 ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」に対するJSCの取組

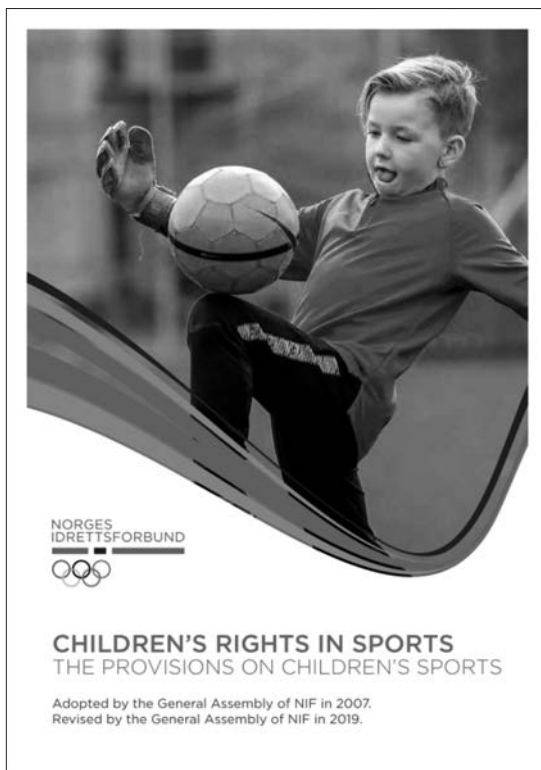
	ユニセフによる原則	JSCにおける取組
1	子どもの権利の尊重と推進にコミットする	スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性・健全性）の保護・強化に関する取組を行っています。
2	スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する	スポーツ振興くじ助成による支援や、JAPAN SPORT NETWORKを通じた各種事業の実施、SPORTS FOR TOMORROW、学校等における事故防止の取組などにより、子どもが安心してスポーツを行えるような支援をしています。
3	子どもをスポーツに関係したリスクから保護する	スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性・健全性）の保護・強化に関する取組や、JSCが日本を代表して加盟している「国際コーチングエクセレンス評議会（ICCE）」との共同による会議の開催、災害共済給付事業や学校等における事故防止などに取り組んでいます。
4	子どもの健康を守る	スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性・健全性）の保護・強化に関する取組を行っています。
5	子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する	基本理念やビジョン「未来を育てよう、スポーツの力で。」、行動指針の策定、スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性・健全性）の保護・強化に関する取組を行っています。
6	子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント（対話）を推進する	JSCが日本を代表して加盟している「国際コーチングエクセレンス評議会（ICCE）」との共同による会議の開催により、子どもに対するスポーツ・コーチングの発展やコーチの育成に取り組んでいます。
7	スポーツ団体等への支援の意思決定において子どもの権利を組み込む	スポーツ振興くじ助成やスポーツ振興基金助成等の各種支援における規定の整備、スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性・健全性）の保護・強化に関する取組を行っています。
8	支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う	
9	関係者への働きかけと対話を行う	JSCが保有するネットワークを活用し、各対象者に対し、本原則の理念の普及に貢献してまいります。
10	スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする	

出典：日本スポーツ振興センター、「JSCにおける子どもの権利とスポーツの原則に関する取組」

告書』第3章 基礎集計, p.57)。

また、日本の若年層(7～19歳)の障がい者の週1回以上のスポーツ実施率は、41.8%(2021)である(スポーツ庁, 第3期スポーツ基本計画参考データ集, p.5)。

ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟(NIF)は、子どもたちにとってスポーツに参加することは重要な本質的価値を持つものであり、生涯にわたってスポーツを楽しむための基礎になる経験や技能を習得することを目指すものであるという認識に立ち(NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.3), 12歳になるまでの子どもを対象に、すべての子どもが個人として積極的にスポーツ活動を展開するために、スポーツにおける子どもの権利と規定を作成した。それは、子どもたちがトレーニングや競技会、その他の活動に参加するたびに、ポジティブな経験ができるようにするためのものである。



ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会とスポーツ連盟(NIF)による「スポーツにおける子どもの権利・子どものスポーツに関する規定」の表紙

子どもたちがスポーツに参加するとき、子どもたちは友好的な環境を経験し、安全だと感じ、新しいことに挑戦したくなり、失敗を恐れないようにすべきである。さらに、子どもたちが学ぶ意欲を高め、できるだけ長くスポーツを続けられるよう、子どもたちに合わせた活動が開発されなければならない。(NIF, Children's rights, provisions and safe-guarding in sports)

こうした認識のもと、ノルウェーでは子どものスポーツに関する最初のガイドラインが1976年に採択され、最初の規定が1987年に定められた。その後、国連の「子どもの権利条約」に基づいて、「スポーツにおける子どもの権利」が2007年に採択され、その後、2015年、2019年に改訂が行なわれた。(NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.3)。ノルウェーは、世界的にみてもきわめて早期にスポーツにおける子どもの権利に着目し、規定化を実施した国であるといえる。

本稿では、NIFが2017年に総会で採択し、2019年に改訂した「スポーツにおける子どもの権利・子どものスポーツに関する規定」(Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports)に基づいてその内容を紹介する。

2.4.1 スポーツにおける子どもの権利

NIFによる「スポーツにおける子どもの権利」は、子どもやその保護者の性別、民族的背景、信条、性的指向、体重・身体的発達、障害の有無に関わらず、差別なく、すべての子どもに適用されるものである。その権利は、すべての子どもがスポーツに安全で自由に平等に参加でき、子ども自身の成長と喜びにつながることを基盤としている。具体的には、表8に示す8項目で構成されている。(NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.5)

2.4.2 子どものスポーツに関する規定

NIFによる「子どものスポーツに関する規定」は、子どもたちに提供される競技会を規制し、移動の条件、表彰、ランキング、結果リストの使用方法などを定めていることや、賞を授与する際には、すべての

表8 ノルウェーの「スポーツにおける子どもの権利」

1. 安全	子どもたちは、プレッシャーや搾取のない、安全で安心できるトレーニング環境に参加する権利がある。6歳未満の子どもには、事故の回避や怪我の防止のため、大人が付き添うべきである。
2. 友情と楽しみ	子どもたちは、友情と連帯感を育むことを目的としたトレーニングや競技活動に参加する権利がある。
3. 身につけること	子どもたちには、習得を経験し、さまざまなスキルを学ぶ権利がある。また、バリエーションや練習、チームワークを経験する機会も与えられるべきである。
4. 影響力	子どもたちには、自分の意見を表明し、それらが考慮される権利がある。子どもたちは、コーチや保護者とともに、スポーツ活動の計画や実施に参加する機会を持つべきである。
5. 選択の自由	子どもたちには、どのスポーツに参加するか、あるいはいくつかのスポーツに参加するかを選ぶ権利があり、また、選んだスポーツをどれだけ練習するかを決める権利もある。
6. すべての人のための競技会	子どもたちには、競技会に参加するかどうかを選択する権利がある。同じスポーツ種目で、あるクラブから別のクラブに移籍する子どもは、移籍が完了次第、新しいスポーツクラブの競技会に参加する権利がある。
7. 子どもたちの条件	子どもたちには、年齢、身体的発達、成熟度に適したトレーニングや競技活動に参加する権利がある。スポーツクラブやスポーツ団体は、それぞれの地域の環境の中で、調整された多様なスポーツ活動を子どもたちに提供するために連携しなければならない。
8. 誰もがプレーできるようにすること	すべての子どもは、家庭の経済状況や関与の有無にかかわらず、スポーツに参加する権利がある。子どもたちには、用具や費用に関するプレッシャーを感じることなく、包括的なスポーツ環境に身を置く権利がある。

出典：NIF (2019) Children's Rights in Sports (田原訳)

子どもが受賞できるようにするなど、不必要に子どもを分け隔てしないよう配慮している点に特徴がある。また、規定に違反した場合の制裁や処罰方法についても別に定められている。本規定は、表9に示す6項目で構成されている。(NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.7)

NIFでは子どものスポーツの全体的な育成計画の目的として、子どもたちに可能な限りバリエーション豊かな活動を提供し、基本的な運動能力を身につける機会を提供することを掲げている。この目的に沿って、この規定でも記されているように、12歳以下の年齢を次に示す3区分に分類し、それぞれの時期における発育段階に適した運動プログラムの方針を示し、実際に指導にあたるコーチにもこの計画に沿って指導することを求めている。(NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.9)

・ 6歳まで

子どもの発達を刺激し、基本的な運動能力を強化

するために、遊びやさまざまな活動を行うべきである。

・ 7～9歳

この年齢の子どもたちには、様々な運動パターンを持つ様々な身体活動やスポーツ運動を探索し練習する良い機会を与えるべきである。そうすることで、子ども達は運動に関する幅広い経験を積むことができる。これは、後の段階での運動技能の発達のためのよい基礎となる。このような活動は、1つまたはいくつかのスポーツ種目の中で行うことができるが、各スポーツは、子どもの発育レベルに合わせた変化に富んだプログラムを提供する役割を担っている。

・ 10～12歳

スポーツは、基礎的な技術を確実に身につけるために、さまざまな活動や高い活動レベルのものが提供されるべきである。1つまたはいくつかのスポーツに特化することで、子どもが選んだスポーツの中で、後に発展させることができる強固な技術的基礎を確保することができる。

表9 ノルウェーの「子どものスポーツに関する規定」

1.	子どものスポーツは、12歳までの子どものためのスポーツ活動と定義される。
2.	「子どものスポーツに関する規定」は、子どものスポーツ競技を規制している。その意図のひとつは、移動にかかる時間と費用を削減することである。そのため、スポーツクラブは、子どもスポーツのトレーニングやその他の活動においても、同じ原則に従うことが奨励されている。
3.	子どものスポーツ競技会については、以下のことが適用される： - 子どもたちは、6歳になる年に、主として所属するスポーツクラブにおいて、地域の競技会およびスポーツ大会に参加することができる。 - 子どもたちは、9歳になる年に、地域の大会およびスポーツイベントに参加することができる。 - 子どもたちは11歳になる年に、ノルウェー、北欧諸国、バレンツ地域で開催されるオープン競技会やスポーツイベントに参加できる。 - 北欧諸国およびバレンツ地域の子どもたちは、11歳になる年にノルウェーで開催される競技会やスポーツイベントに参加することができる。 - 結果リスト、成績表、順位表は、適切であれば、11歳になる年から、フィン競技会または子どもたちに使用することができる。 - 子どもは12歳になるまで、ノルウェー選手権、欧州選手権、世界選手権、およびそれに準ずる大会には参加することができない。 - スポーツ大会において賞が授与される場合、すべての子どもが賞を受けなければならない。
4.	子ども向けスポーツを主催するスポーツクラブは、そのクラブで子ども向けスポーツの責任を負う特定の人物（選出または雇用）を任命しなければならない。詳細は、子どもスポーツの責任者の項を参照のこと。
5.	各スポーツ連盟は、それぞれのスポーツの枠内で、これらの規定をより詳細にした独自の規則を発行することができる。これには、3a)および3b)における地域大会の定義や、特別な事情がある場合には、3c)および3d)における年齢制限や地域に関する調整も含まれる。ルールは、NIFの理事会、またはNIFの理事会から承認を与えられた者の承認を得なければならない。
6.	スポーツ連盟は、「子どものスポーツに関する規定」に違反した場合、スポーツクラブに罰金を科したり、選手の大会参加権を剥奪したりする権限を含め、独自の試合規則や競技規則に制裁規定を設ける義務がある。いかなる制裁措置も、NIFの法律第11条の2に従わなければならない。度重なる違反や重大な違反があった場合は、NIF裁定委員会に報告しなければならない。
各スポーツ連盟は、それぞれのスポーツや種目において、規定と権利が周知され、実施され、施行されることを保証する責任がある。	

出典：NIF (2019) The Provisions on Children's Sports (田原訳)

2.4.3 子どもスポーツの担当者の責務

NIFは、子どものスポーツを担当する者が必ず行うべきこととして7項目を定め、さらに前述の「スポーツにおける子どもの権利」と「子どものスポーツに関する規定」についての能力を高める機会を持つことについても定めている（表10）（NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.10）。

また、ノルウェーのすべてのスポーツクラブは、未成年者（18歳未満の子ども）または障がい者に対して責任を持つ者について、警察から善行証明書（certificate of good conduct）の取得が義務づけられている点も重要である。（NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Chil-

dren's Sports, p.10）

3. ま と め

以上、述べてきたことは、次のようにまとめることができる。

（1）子どもの人権保障をめぐる日本国内の取組と認識

「子どもの危機」とも言われるほど世界的にも日本国内においても憂慮すべき状況が続いている。虐待や体罰などによる強い心的ストレスを受けることによって子どもの成長が阻害される場合があることも明らかにされている。こうした状況に対し、日本学術会議では子どもの元気を育むことは国家的な重要課題であるとして、子どもにとって重要な成育環境の4要

表10 子どもスポーツの担当者の責務

1	クラブが、コーチ、ボランティア、保護者に対し、「スポーツにおける子どもの権利」と「子どものスポーツに関する規定」に関する情報を与えるための適切な手順を備えていることを確認する。
2	クラブの理事会と補助団体が、これらの権利と規定を積極的に支持することを確認する。
3	活動が始まったら、クラブが保護者会を開催し、保護者のことをよく知り、クラブの一員であることを理解してもらうようにする。
4	複数のスポーツ種目があるクラブの場合は、スポーツクラブに所属するすべての子どもたちに多様な活動を展開するために、すべてのスポーツとグループが連携して活動するようにする。
5	専門的なスポーツクラブでは、多様性と全人的な発達を促すために、子どもたちのスポーツ活動のバリエーションを増やす。
6	経済的に余裕のない人々や、保護者がボランティア活動に参加できない家庭からも幅広く参加者を確保するため、クラブの費用を適正な水準に保つよう努める。
7	子どもスポーツへの参加を希望するすべての子どもたちが、その背景にとらわれずに参加できるよう努める。
子どもスポーツの担当者は、「子どものスポーツに関する規定」および「スポーツにおける子どもの権利」について、次のような方法で能力を高める機会を持つこと。 ・ 会議、集会、セミナーなど、子どものスポーツに関する権利や規定が議題となる地域スポーツ連盟が提供するさまざまな活動に参加すること。 ・ ekurs.nif.noで入手可能なeラーニングモジュール「子どものスポーツにおける基本的価値観」を完了すること。	

出典：NIF, Children's Rights in Sports – The Provisions on Children's Sports, p.10. (田原訳)

素「空間、方法、時間、コミュニティ」を提示し、従来の個別的政策を再検討し、複合的・総合的に連携する戦略の構築の必要性を提示した。さらに「子どもの遊ぶ権利を保障する人権憲章」を作成し、12条におよぶ国の義務を定めた。一方、日本学術会議の健康・スポーツ科学分野においても共通の問題意識をもって、子どもの運動・スポーツを推進する体制整備や体力・運動能力向上のための施策に関する提言が表出された。しかし、そこには子どもの権利や人権といった子どもを主体とした視点はみられなかった。

(2) 国際社会における子どもの権利をめぐる進展

国連の「子どもの権利条約」(1989)によって、子どもは大人から守られる存在であるだけでなく、大人と同様にひとりの人間として人権(権利)をもつ主体であるという考え方が打ち出され、締約国が遵守すべき事柄が明記された。その中にはスポーツに関連する「遊ぶ権利」が含まれた。子どもの権利条約の基本的な考え方には次の4つの原則があり、それがその後の子どもに関する法律などにも反映されるようになった。①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重

ユネスコは「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」(2015)において、幼少期からの遊びの経験や質の高い体育に参加することが、生涯にわたる身体活動やスポーツへの参加につながり、子どもたちが社会の一員となるために必要なスキル、態度、価値、知識、理解、喜びを学ぶために必須の入り口になることを明記し、幼少期の重要性を述べた。また、質保証の必須条件である安全性及びリスク管理において、子どもに対する過剰なトレーニングを戒め、あらゆるレベルの関係者による協調した行動と協力の必要性を明記した。

ユニセフは日本ユネスコ協会と共に「子どもの権利とスポーツの原則」(2018)を発表し、すべての子どもが安心してスポーツを楽しめる環境を実現するために、子どもに影響を与えるであろう4者(スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ団体等を支援する企業・組織、成人アスリート、子どもの保護者)に対して、それぞれに期待される事項を具体的に明記した。そこでは、子どもの①権利と尊重の推進、②バランスの取れた成長への配慮、③リスクからの保護、④健康を守る、⑤ガバナンス体制の整備、⑥理解と対話の推進、など、従来の原則からさらに具体的な行動綱領が展開された。日本

では、JSCがその推進役を担っているかに見えるが、その普及の程度は十分とはいえない。

(3) ノルウェーのスポーツにおける子どもの権利と規定

ノルウェーは、児童・青少年のスポーツ参加率が9割以上ときわめて高く、子どものスポーツに関するガイドライン(1976)や規定(1987)の整備に早期に取り組んだ先進国であるといえる。

前述の諸組織が作成した従来の条約や原則では、もっぱら大人は子どもの権利を守るために何をなすべきかが記述されてきたのに対し、NIFによる「スポーツにおける子どもの権利」(2019)では、子どもがもつ権利とは何かが子どもの目線で記述されていることが注目される。すなわち、子どもが自らに与えられている権利の内容を理解し、自ら行動できるように記述されているのである。

もう一つの大きな特徴は、NIFによる「子どものスポーツに関する規定」において、年齢によって子どもたちに提供される競技会が規制され、子どもたちに過剰に心身への負担を強いたり競争に駆り立てたりすることがないように配慮されていることである。年齢による制限の区別については、科学的な根拠によるものと考えられるが、その具体的な理由についてはさらなる確認が求められよう。

子どもに影響を与えることになる大人(スポーツクラブ、各スポーツ連盟、子どもスポーツの担当者)の責務についても、規定その他で明記されているが、いずれも具体的で説得力がある。また、すべてのスポーツクラブに、たとえば小児性犯罪者などが紛れ込むことがないよう、警察から善行証明書の取得を義務付けている点も重要である。

(4) 研究の成果と課題

本報告書では、子どもの人権保護の観点から国内外の資料を収集し整理してきたことで、スポーツにおける子どもの人権についての考え方の歩みを把握し、取り上げた個々の資料の特徴を明らかにすることができた。その過程を通じて見えてきたことは、スポーツにおける子どもの人権を考える際に、日本のスポーツ関係者の視野は、事故防止や防犯といった安全面に焦点化されているのではないかとということである。

「子どもの権利条約」やそれ以降の原則等で示されてきたように、子どもの権利が「守られる」ことだ

けではなく、子どもの成長や幸せを育む権利でもあることに鑑みれば、問題の把握や課題解決の方策も自ずと異なってくるのではないと思われる。スポーツを行う上で安全が保障されることは第一の条件だが、それだけでは子どもの権利を十分保護することにはならない。子どもの権利とされるものの中で、これまで日本ではあまり目が向けられてこなかったところの権利をどう育んでいくのかが、スポーツをする子どもの人間性をより豊かに育む上で重要になってくるにちがいない。

今後の課題としては、ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」と関連する各種出版物、及びNIFの「スポーツにおける子どもの権利」「子どものスポーツに関する規定」「子どもスポーツの担当者の責務」をより精査しながら、作成担当者等への取材も行い、さらなる考察を試みたい。また、ユニセフのWebサイトで紹介されているニュージーランドの子どものスポーツに対する考え方や取組み(unicef, こんな取り組みがあるよ)についても、新たに調査を進めていきたい。

文 献

- ヒューマン・ライツ・ウォッチ(2020)数えきれないほど叩かれて 日本のスポーツにおける子どもの虐待。 <https://www.hrw.org/ja/report/2020/07/20/375777>
- こども家庭庁、児童相談所における虐待相談対応件数とその推移。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/al76de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf
- こども家庭庁、こども若者★いけんぶらす。 <https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>
- NIF, Children's Rights in Sports - The Provisions on Children's Sports, p.3. https://flippage.impleoweb.no/dokumentpartner/8a4ab125083149639ebc3b0c0c7cd0a5/82_19_Barneidrettsbestem melsene_EN.pdf#page=1
- NIF, Children's rights, provisions and safeguarding in sports, <https://www.>

- idrettsforbundet.no/english/childrens-rights-in-sports/
- 日本スポーツ振興センター，JSCにおける子どもの権利とスポーツの原則に関する取組. <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/911/Default.aspx>
- 日本学術会議「子どものこころ特別委員会」（2005）報告書『子どものこころを考えるー我が国の健全な発展のためにー』（平成17年6月23日）.
- 日本学術会議 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会（2007）対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」平成19年（2007年）7月13日.
- 日本学術会議 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会（2008）提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育空間の課題と提言ー. 平成20年（2008年）8月28日.
- 日本学術会議 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会（2011）提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育方法の課題と提言ー. 平成23年（2011年）4月28日.
- 日本学術会議 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会（2013）提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育時間成の課題と提言ー. 平成25年（2013年）3月22日.
- 日本学術会議 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会（2017）提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育コミュニティの課題と提言ー. 平成29年（2017年）5月23日.
- 日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会（2008）提言 子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備. 平成20年（2008年）8月28日.
- 日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会（2011）提言 子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針. 平成23年（2011年）8月16日.
- 日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会（2017）子どもの動きの健全な育成をめざしてー基本的動作が危ないー. 平成29年（2017年）7月11日.
- スポーツ庁，『令和3年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査報告書』第3章 基礎集計，p.57. https://www.mext.go.jp/sports/content/20220118-spt_sseisaku02-000019583_4.pdf
- スポーツ庁，第3期スポーツ基本計画参考データ集，p.5. https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_5.pdf
- UNESCO，体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章. https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000235409_jpn
- unicef，子どもの権利とスポーツの原則.
- unicef，子どもの権利条約，人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで. <https://www.unicef.or.jp/crc/history/>
- unicef，子どもの権利条約. <https://www.unicef.or.jp/crc/>
- unicef，子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）全文（政府訳）. https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html
- unicef，子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳. <https://www.unicef.or.jp/crc/child-friendly-text/>
- unicef，子どもの権利条約の考え方. <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>
- unicef，こんな取り組みがあるよ. <https://childinsport.jp/kodomo/attempt/>

第2章 「性の多様性に関するIOCの枠組み（2021年11月）」以降の IFおよび諸外国のNFの対応事例

来田 享子*

はじめに

東京2020大会において、オリンピック史上はじめて、トランスジェンダー女性であることを公表したローレル・ハバード選手（NZ）が参加した。性にもとづく差別を認めないことをオリンピック憲章に掲げる国際オリンピック委員会（IOC）は、ハバード選手の参加を歓迎すると表明した。一方、この出来事の前後から、トランスジェンダー選手の参加と競技の公平性のバランスに関する議論が様々なかたちで行われるようになっていく。懸念されるのは、この議論に関わり、トランスジェンダーアスリート、とりわけトランスジェンダー女性アスリートに対する誹謗中傷や根拠なく排除を求める言説などの人権侵害が発生していることである。

トランスジェンダー選手に対する人権侵害を防止するためには、第一に人間の多様な性のあり方に関する知識を深め、その知識が個人を尊重する行動に結びつくようにするための教育・啓発活動が必要である。第二にトランスジェンダー選手のスポーツへのアクセスが阻害されることなく、誰もが自分らしく楽しめるためのルールが設けられる必要がある。

国際オリンピック委員会（IOC）は、2021年11月に「公平で包摂的、性自認や性の多様性に基づく差別のないIOCの枠組み（Framework on Fairness, Inclusion and Non-discrimination on the basis of gender identity and sex variations）（以下、「性の多様性に関するIOCの枠組み」と略す）を公表した。この公表後、国際競技団体（IF）や諸外国の国内競技団体（NF）、地域スポーツ団体では、どのような対応がなされているのだろうか。本章では、2021年11月以降の直近の対応事例を検討し、国内の競技団体がとり得る対応の手がかりを得る。

1. 前提となる性別の変更をめぐる社会の 考え方の変化

人間の性のあり方に関する考え方は大きく変化している。従来は誕生時の生物学的な身体状況によって割り当てられた性別で生きることが一般的だと考えられてきた。その割り当てを決定するのは、本人ではなく医師や保護者等である。（割り当てられた）性別は「染色体によってのみ決定し、不変である」とする考え方は、長い間、「科学的事実」として扱われてきた¹⁾。

医科学の進展と法による権利保護は、以下のように進んだとされる²⁾。身体の生物学的な性別と自分の性別に関する認識（性自認）とは区別されることが認知され、当初は精神上的の性別を身体の性別に適合させるという精神科治療の対象として捉えられていた。その後、精神上的の性別に身体を適合させることにより、当事者の生きづらさや困難さへの解決が目指された。人格権や自己決定権の観点から性別の変更が法的に承認されるようになったのは、国際的には1970年代以降であり、最も初期の事例は1972年のスウェーデンであるとされる。さらに近年では、法的性別の変更のために生殖不能にする手術や外形的変更を強制することは人権侵害にあたるとする見解、すなわち「身体の完全性の権利」保護という新たな問題³⁾が示されるようになっていく。

日本における性別の変更をめぐる権利の保障は、総じて先進国の中では対応が遅れがちであるものの、2023年10月25日には最高裁判所により「性同一性障害特例法」における不妊要件を違憲とする判断が示される⁴⁾など、変化が見られる。

2. 「性の多様性に関するIOCの枠組み」 —背景と公表の影響—

スポーツではその発展の歴史的経緯から、多くの場合、女性と男性の競技が区別されてきた。背景に

* 中京大学

は、社会のジェンダー規範の下で、両性が同じように競技を楽しむことに対する偏見があった。同時に、性別に競う制度は、女性に対する不利益を生じさせることなく一定の公平性を保つ仕組みとして機能してきた。競技の公平性を厳格に保つため、性の区別の基準を明確にしようとする議論は、性別確認検査の必要性を主張する1930年代後半以降にはじまった。この検査が廃止された2000年以降は国際社会における性の多様性をめぐる人権の拡大に伴い、ルールが見直されてきた⁵⁾。2016年に公表されたIOCのルールは、課題を残してはいたが、トランスジェンダーの人々に対する国際社会の人権保障が医学モデルから人権モデルへと移行したことを反映する内容であった⁶⁾。

一方で、人権モデルに対するバックラッシュ（揺り戻し／反動）といえる出来事が2020年前後にみられるようになった。オーストラリアのハンドボール代表ハナ・マウンシー選手に対する誹謗中傷や米国での州法によるトランスジェンダー女性選手の排除はその例である。2021年「性の多様性に関するIOCの枠組み」は、これらの動向および東京2020大会のハバード選手の出場をめぐるスポーツ界の世論が考慮されて公表されたと考えられる。

表1に「性の多様性に関するIOCの枠組み」の概要を示した。この枠組みは10の原則で構成されている。原則の内容から、競技の公平性を確保することを前提としているものの、配慮すべき人権の観点により重きが置かれていることがわかる。オリンピック憲章を掲げるIOCにとっては、オリンピック・ムーブメントの理念に適合するよう人権の尊重を重視する姿勢を示すことは批判の回避につながる。しかし、この枠組みがスポーツ界全体に影響を与える最大のポイントは、従来のIOCのルールと異なり、性による区別の基準そのものをIFに委ねたことである。トランスジェンダー選手の参加に関しては競技特性を踏まえたアプローチが必要であるという点で、多くのIFの認識は一致するであろう。一方で、基準の検討からルール策定と適用、運用、基準に適合しない選手への対応までの責任のすべてをIFが負うには、IF側の専門的知識は十分とはいえず、課題があることが指摘されている⁷⁾。加えて、オリンピック大会や世界選手権などのエリート競技と国内のより幅広い参加

表1 IOCの新フレームワークに示された10の原則
(2021年11月)⁸⁾

① 排除がないこと	誰もが安全に偏見なくスポーツに参加できるよう、あらゆる性自認の人々にとって快適な環境やガバナンスが整備される必要がある
② 被害の防止	選手の身体的、心理的、精神的な福祉（幸福で安定した状態）が優先されるべきであり、これへの被害を防止する
③ 差別を容認しない	参加資格基準を満たすことを条件として、選手は自己決定した性自認に最もあてはまるカテゴリーで競技を行うことが認められ、性自認・身体的外見等による差別は容認されない
④ 公平性	いかなる選手も不公平で不均衡な競技上の優位性を有していないという確証を提供し、他の選手の身体的な安全に関する危険を防止する
⑤ 優位性に対する推定を行わない	身体の性の多様性や身体的外見、トランスジェンダーであることを理由として不公平な優位性があるとするような推定を行わず、根拠のない排他的理由に基づく排除を行わない
⑥ 根拠にもとづくアプローチ	（選手が自認する性別で何らかの競技に参加できないという判断は）研究倫理に則った統計学的に信頼できる調査データに基づき、不公平で不均衡な競技上の優位性が一貫して存在することや他の選手の身体的な安全に対するリスクを避けられないことが示される必要がある。（参加が認められない場合）他の参加資格のある競技や種目への参加は阻害されず、選手には救済に関する法的手段が提供されること
⑦ 健康および身体の自律性の優先	選手は競技団体等から参加基準を満たすための医療的介入や婦人科診査等の侵襲的な身体への検査を強制されるはならない。この種の被害が生じないよう競技団体は関係者への教育を行う
⑧ ステークホルダーを中心に据えたアプローチ	参加基準の設定や見直し、評価、更新を行う際には、不利益を受ける可能性のある選手と協議し、あらゆる決定において中立性・不偏性等の手続き上の公正性および公平性が確保され、選手が懸念や苦情を表明するための仕組みが整備されていること
⑨ プライバシーの権利	競技団体は参加資格に関する意思決定過程の透明性を確保しつつ、影響を受ける可能性のある選手のプライバシーを保護する。参加資格を決定するためのデータ収集においては、選手にデータ収集の目的等に関する十分な情報を提供し、同意を得る
⑩ 定期的な見直し	参加資格基準は、倫理、人権、法律、科学、医学の進歩を反映することから、関係者が見直しの時期を予測できるような期間を設けて定期的に見直しが行われるべきであり、その際に利害関係者からの意見を含めるようにする

(来田, 2022)

者による競技のルールを同一視できないとの観点から、各国のNFにおいてもルールを検討する必要があると生じている。

3. IFにおけるトランスジェンダー選手の参加ポリシーの現状

「性の多様性に関するIOCの枠組み」公表後、最初の事例として報じられた⁹⁾のは、国際水泳連盟(FINA)によるトランスジェンダー選手の参加条件を示したトランスジェンダー・ポリシーであった。FINAは2022年6月19日の臨時総会で、トランスジェンダー女性選手による女子カテゴリーへの出場を禁じ、代わりにオープンカテゴリーの設置を決定した。背景には、2020年まで男子種目に参加していたリア・トーマス(Lia Catherine Thomas)選手が性別を移行し、全米大学体育協会選手権の女子種目で圧勝したことがあるとされている。この新たなポリシーは、FINA臨時総会で7割を超える賛成を得たとされる一方で、差別的、非科学的であるとの批判も受けている。

表2に2024年3月現在における夏季オリンピック大会の主要なIFのトランスジェンダー・ポリシー(トランスジェンダー選手の参加条件等を定めたルール)公開状況を示した。パリ2024大会を前にポリシーを整備した競技団体は増加しているものの、確認できたところでは3分の1程度である。

表3には、ポリシーを定めている9競技における具体的内容を示した。2016年に示された文献に見られる傾向¹⁰⁾と同様に、トランスジェンダー男性選手の参加条件は、性自認の表明と宣誓、世界アンチドーピング機構(WADA)へのドーピング除外申請であり、身体への医療的介入を不可欠とする条件は課されていない。

一方でトランスジェンダー女性選手の参加条件は、血清中テストステロン値を定められた上限値以下に抑制する際の基準や期間に競技による違いは見られるが、総じて医療的介入による身体への負担は大きくなっている。また、性別を移行した時期が思春期以前か、以後かによって条件を異にするIFが見られるようになった。

条件によってトランスジェンダー女性が競技から排除されざるを得ない状況が発生することを想定し、

オープンカテゴリーを新たに設けたIFは、世界水泳連盟(FINA)と国際ウェイトリフティング連盟(IWF)の2団体である。ただし、FINAは2022年6月にオープンカテゴリーを設置して2023年10月のワール

表2 2024年3月現在の主なIFにおけるルール整備状況

競技	ルール	最新版/協議開始時期
水泳	○	2022年6月
アーチェリー	○	2022年12月 (2023年4月適用)
陸上競技	○	2023年3月 (同31日適用)
バドミントン	—	
バスケットボール	—	
ボクシング	—	
カヌー	△	2022年6月～
自転車	○	2023年7月
馬術	—	
フェンシング	—	
サッカー	—	
ゴルフ	—	
体操競技	—	
ハンドボール	—	
陸上ホッケー	△	2022年6月～
柔道	—	
近代五種	—	
ボート	△	
ラグビー	○	2020年10月
セーリング	—	
射撃	△	2022年1月
卓球	—	
テニス	○	2023年8月
トライアスロン	○	2022年8月 (審議継続中)
バレーボール	○	2023年6月
ウェイトリフティング	○	2023年8月
レスリング	○	2018年6月※

○はトランスジェンダー・ポリシーあり、△は協議中
△のIFはIFサイトや報道によりルール改正の協議を開始しているとされる

※現行ルールとして適用されているか不明

(来田, 2024)

表3 2024年3月現在確認することができるIFのトランスジェンダー・ポリシー

競技	最新版	トランスジェンダー女性の参加資格	トランスジェンダー男性の参加資格	備考
水泳	2022年6月	トランスジェンダー女性は、「タナー・ステージ2以降、または12歳以前に男性としての思春期を経っていない」場合のみ参加資格を有し、12歳以降一貫してテストステロン値が2.5nmol/l以下である証明	特に制限なし。ホルモン療法を受けている場合はWADAにドーピング除外申請を行う	生物学的性、法的な性、性自認とは無関係に参加が可能なオープン種目の設置。 2023年10月W杯では参加者なし
アーチェリー	2022年12月 (2023年4月適用)	24ヶ月、最低6週間の間隔で10回の検査を実施し、血清中テストステロン値が2.5nmol/l以下を維持していることを証明	申告および基本情報の提供	
陸上競技	2023年3月 (同31日適用)	12歳以降に男性として過ごしたトランスジェンダー女性は女子カテゴリーでの出場は認められない。12歳以前に医学的な移行を行ったトランスジェンダー女性は血清中テストステロンが2.5nmol/l未満を維持していれば出場資格有	トランスジェンダー男性は性別を申告しなければならない	
自転車	2023年7月	思春期後に性別を変更した選手についてUCIが定める国際競技会の女子カテゴリーでの出場を禁止		
ボート	2023年3月	漕手の出生時に女性および/または女性と識別され、思春期に達するまでに性別を移行しなかった漕手は、理事会が特段の決定を行わない限り、女性カテゴリーに参加できる。それ以外の漕手は男子カテゴリーに参加することができる		
ラグビー	2020年10月	性別移行の場合の一つの基準は、漕手の血清テストステロン値が少なくとも過去24ヶ月間継続して2.5nmol/l未満であること	“身体的能力の確認”を条件として参加を承認	
射撃	2022年1月	IOC「性の多様性に関する枠組み」の原則に従う。トランスジェンダー選手はISSF IDを申請する前にISSFメディカル委員会に参加資格の承認を受ける。メディカル委員会はISSFウェブサイトに掲載されるエビデンスに基づく資格基準に基づき資格の判定を行う		参加資格の詳細 公示なし
テニス	2023年8月	性自認の表明と宣誓（少なくとも4年は変更不可）。少なくとも12ヶ月間、血清中テストステロン5.0nmol/l以下であることを証明し、女子競技における優位性を最小化するのに十分な期間であるか否かを考慮した上で、そのレベル未満を維持しつづける準備および意思があり可能であることを証明	性自認の表明と宣誓（少なくとも4年は変更不可）。ホルモン療法開始後は女子カテゴリーへの参加資格を喪失	
トライアスロン	2022年8月	性自認の表明と宣誓。少なくとも24ヶ月継続して血清中テストステロン値が2.5nmol/l未満であることを証明。過去4年以内にトライアスロンまたは関連する競技の男子カテゴリーに出場していないことの申告	性自認の表明と宣誓書。WADAにドーピング除外申請を行い適用されるアンチ・ドーピング規則を遵守	
ウェイトリフティング	2023年8月	出生時に女性と割り当てられた選手（ノンバイナリー、DSD、インターセックスを含む）は女子カテゴリーに出場可。思春期完了前にホルモン療法を完了したトランス女性は女子カテゴリーに参加することができる	出生時に男性と割り当てられた選手（ノンバイナリー、DSD、インターセックスを含む）は男子カテゴリーに出場可。思春期完了前にホルモン療法を完了したトランス男性は男子カテゴリーに参加することができる	ノン・シスジェンダー、インターセックス、割り当てられた出生時の性別と一致しない性別である選手、DSD選手のためのオープンカテゴリーを置く
レスリング	2018年6月	性自認の表明と宣誓（少なくとも4年は変更不可）。少なくとも12ヶ月継続して血清中テストステロン値が10nmol/lであること。12ヶ月が優位性を最小化するのに十分な期間であるか否かはケースに応じて極秘の評価に基づき決定される。女子カテゴリーで競技を継続する限りそのレベル以下を維持し続ける準備および意思があり可能であることを証明	性自認の表明と宣誓（少なくとも4年は変更不可）。ホルモン療法開始後は女子カテゴリーへの参加資格を喪失	このポリシーが現在も適用されているか不明

(来田, 2024)

ドカップを開催したが、このカテゴリーの出場者は0名であった。当初から選手自身のセクシュアリティを公言することになるカテゴリーの設置には問題があるとされていたが、オープンカテゴリーはトランスジェンダー選手の国際競技からの排除に対する救済策になると捉えることは難しい可能性が示唆されている。

策定されたポリシーは、いずれのIFにおいても、オリンピック大会、世界選手権、ワールドカップ等のIFが主催、指定するエリートレベルの競技会にのみ適用すること、また現在の基準は見直しを継続することが明記されている。また、国内の全国大会でも適用することを推奨している一部のIFを除けば、各国の状況にあわせて各NFに参加の基準やポリシーの策定を委ねるとされている。

4. 諸外国のNFにおけるポリシーの事例

「性の多様性に関するIOCの枠組み」の公表とそれを受けてのIFでの動向は、各国のNFでの対応を迫るものでもある。日本国内では42%のNFがトランスジェンダー・ポリシーの策定に関する何らかの議論を行っているとする調査結果があり、その半数以上が議論の内容としてIFや他の国や地域との情報交換をあげている¹¹⁾。何らかの基準を定めたポリシーを公表するNFは存在しない状況である。

しかし、国外のNFの中には、IFがポリシーを確定していない場合でもその動向とは別に独自のポリシーを策定する事例が存在する。そこで、ここではNFがトランスジェンダー・ポリシーを策定する際のモデルになると考えられる事例を大まかに分類して例示する。

4.1 IFのポリシーがない場合のNFの事例：USA Fencing

フェンシングはIFによる最新のポリシーが公表されていない競技であるが、米国フェンシング協会は包摂性が高いポリシー¹²⁾を独自に策定している。このポリシーの前文には以下のように記されている。

現在、USAフェンシングには男子と女子の2つの部門があり、各部門への参加を決定するために性別二元制にもとづくことがデフォルトとなっています。

しかし、すべての個人のジェンダー・アイデンティティが二元的であるわけではなく、性別二元制をデフォルトとした参加は、一部の個人が排除され、安全でないと感じる弊害を引き起こす可能性があることを私たちは認識しています。USAフェンシングは各部門において、出生時に割り当てられた性別にかかわらず、性自認やその他の性別表現に基づく差別を行いません。従って、選手は以下のガイドラインに沿って出生時に割り当てられた性別に関わらず、USAフェンシングが公認する大会に性自認／性表現に沿った形で参加することが認められます。

このポリシーの大きな特徴は、女／男の2つに人間を区別する性別二元制そのものが社会の現状に適合しないことを認識し、男子カテゴリーと女子カテゴリーの2つに区別して競うスポーツの制度そのものに限界があることを認めた上で、策定されている点である。

図1に示したとおり、USAフェンシングのポリシーは、どちらの性別で思春期を迎えたかを問わず、また血清中テストステロンの上限值を設けていない。ジュニア以上ではホルモン療法を実施しているか否かによって一定の制約があるものの、基本的には性自認を尊重し、選手が希望する性別カテゴリーで競技に参加することができる。選手の身体接触がなく、筋力や体格の違いよりもスキルや戦術などの要素が競技の優位性を左右するフェンシングという競技の特性を活かし、包摂性の高いポリシーが策定されている。

4.2 IFのポリシーを参照しつつ国内の平等法や差別禁止法の範囲でポリシーを策定する事例：United Kingdom AthleticsとAthletics Australia

先に表3で示したとおり、陸上競技のIFであるワールドアスレックス(WA)は、2023年3月にトランスジェンダー選手の参加条件を決定した。この決定では、トランスジェンダー男性の参加に関しては申請を行うとしたのみであるが、トランスジェンダー女性選手については「12歳以降を男性として過ごしたトランスジェンダー女性は女性カテゴリーでの出場は認

められない。12歳以前に医学的な移行を行ったトランスジェンダー女性は血清中テストステロンが2.5nmol/L未満である状態を維持していれば出場資格を有する」という条件を課している。

このIFのポリシーを参照しているものの、イギリスとオーストラリアではNFとしてのポリシーの提示内容等が異なっている。すなわち、国内の競技会を含む当該競技の実施場面に対するNFのポリシーは、IFと同一である必要はなく、NFがその国におけるトランスジェンダーの人権に関わる法、スポーツ界における包摂的な参加に関する考え方に則り、独自の方向性を見出していることを示す事例である。

(1) 英国:United Kingdom Athletics (UKA) のトランスジェンダー・ポリシー

英国陸上競技のNFであるUKAは、2023年2月23日に声明¹³⁾を公表し、トランスジェンダー女性選手の参加に関する同組織の方針を示した。この方針は、女子カテゴリーは出生時に女性として割り当てられた選手(シス女性)の競技の場であるとするものであった。また、トランスジェンダー女性については「オープン」カテゴリーで競技する選手として位置づけ、現行の男子カテゴリーを廃止し、性別に関係なく参加できるとした。

公表された声明は、上述のUKAの方針が英国の現行法との関係で実際には運用が困難であることに

A. 国内競技会における選手登録および参加資格

シーズン中の性別変更は不可

出生時に割り当てられた性別以外の性別で登録する場合は以下の要件を遵守する

ユース (Y10, Y12, Y14)

トランスジェンダーおよびノンバイナリー選手は制限なく自認する性別のカテゴリーで競技することが認められる
未成年の代理として提出される書類は親または保護者の明確な承認を要する

カデ

ユース競技

トランスジェンダーおよびノンバイナリー選手は、自認する性別のカテゴリーで出場することが認められる

ジュニア, シニア, ベテラン競技

トランスジェンダーおよびノンバイナリー選手は下記の要件を遵守する

<トランスジェンダー男性選手>

ホルモン療法を受けた選手は男子競技に出場することができ、女子競技に出場することはできない
ホルモン療法を受けていない選手は男女どちらの競技にも参加することができる

<トランスジェンダー女性選手>

ホルモン療法を受けている選手は男子競技に引き続き出場できる
女子競技に出場する場合は12ヶ月以上のホルモン療法終了後に参加できる(要証明書)

<ノンバイナリー選手>

登録時に自認する性別で出場することが認められる。ただし出生時に割り当てられた性別とは異なる性別として出場を希望する場合は、前述のトランスジェンダー選手に関するガイドラインに従う

B. 国際大会に出場する選手の登録と参加

国際フェンシング連盟(FIE)世界選手権および/またはFIEが主催する大会への出場資格を得た選手は、FIEトランスジェンダー・ポリシーが定める要件を遵守

C. USAフェンシングのクラス分け

トランスジェンダーの選手は移行前のフェンシングの階級を保持することが認められる。たとえば男子カテゴリーでAクラスであったトランスジェンダー女性選手は女子の部でもAクラスを維持する

D. USAフェンシング国内ランキング(ポイント)

選手が性別カテゴリーを変更した場合、以前の性別カテゴリーで獲得したポイントは没収され、選手の記録には適用されない

E. 全米選手権の出場資格

全米選手権の出場資格を得た選手は、出場資格を得た際の性別で大会に参加しなければならない

図1 USAフェンシングのトランスジェンダー・ノンバイナリー・ポリシー

対し法改正を求めたものである。英国には2004年に施行された法的性別変更を認める法律（Gender Recognition Act, 略称GRA2004）があり、この第9条1項では「性別認定証明書を持つトランス女性をあらゆる目的において女性として扱う」ことが定められている。UKAの文書によれば、もともとスポーツイベントはGRA2004の適用除外範囲に含まれていた。しかし、この適用除外は2010年10月1日付で廃止された。この廃止は同時に英国で平等法（Equality Act 2010, 略称EA2010）が制定され、この法律の適用の一般例例外（第14部）として第195条にスポーツに関する条文¹⁴⁾が置かれたことに関係する。

この法的変更により、UKAはトランスジェンダー女性を女子カテゴリーで競技する者として扱わず、男子とともに競技するオープンカテゴリーで競技する者として扱うことはGRA2004に違反することとなり、さらにEA2010の第195条の適用範囲外であると判断せざるを得なかった。そのため、EA2010におけるスポーツに関する例外措置を以前のGRA2004と同様にしよう法改正を求めたのである。

さらに2023年3月31日には「EA2010の第195条はGRA2004にも適用されることについて関連団体から必要な保証を得た」とし、新たなポリシーを公表した¹⁵⁾。このポリシーでは、UKAとしての以下の3つの立場が示された。

- a. 男性として思春期を経た選手が陸上競技の女子カテゴリーから除外されるのは公平である
- b. 陸上競技はインクルーシブなスポーツであり続けるべきである
- c. スポーツのためだけに個人に医療的介入を強要することには倫理的な懸念がある

その上で、WAのトランスジェンダー・ポリシーを英国内の競技会に適用すること、男子カテゴリーをオープンカテゴリーに変更する検討を継続することを方針の柱として明記した。ただし、①イングランド、スコットランド、ウェールズでは国内学校選手権および国内学校選手権の出場資格を得るための大会以外の地域の学校関連の競技会、②北アイルランドでは、アルスター選手権および同選手権の出場資格を得るための大会以外の地域の学校関連の競技会は、WAのポリシーの適用を除外するとし、競技性の高

い大会を除き、教育の一環として実施される学校関連の大会ではトランスジェンダー女性選手の女子カテゴリーでの出場を認めることとした。

（2）オーストラリア：Athletics Australia

オーストラリアの陸上競技連盟（以下、AA）は、2023年12月に「トランスジェンダーと多様な性の人々を包摂する陸上競技会のポリシー（Inclusion of Transgender and Gender Diverse People in Athletics Competition Policy）」を公表した。このポリシーでは、参加資格を定めた項の冒頭において、WAの加盟組織としてWAの各種規則や方針の遵守が求められること、また1984年性差別禁止法第42条にはスポーツに関する除外の定めにもとづきトランスジェンダー選手の参加条件が定められることが明記されている。

WAの規則にもとづく世界ランキング競技会がオーストラリア国内で開催される場合に適用される参加資格の要約は、次のとおりである。トランスジェンダー男性選手の場合は、性自認の宣言と宣誓書の提出のみである。トランスジェンダー女性選手は、①性自認の宣言および宣誓書の提出、②タナー・ステージ2以降または12歳以降のいずれか早い方における男性としての思春期を経ていないこと、③思春期以降、継続的に血清中テストステロン値が2.5nmol/l未満に維持されていること、④女子カテゴリーで競技するために前記③が維持され続けていること、の4つの要件を満たしている必要がある。タナー・ステージの段階に言及していることから、FINAのポリシーに近く、WAのポリシーよりも性に関わる身体の発達を年齢のみで判断しない内容となっている。

また、同国内で開催される世界ランキング競技会のうち、一般市民の参加も可能な大会では、公認エリート部門の参加者にのみ、上記の参加資格が適用される。また、同国内の競技会Fカテゴリーに含まれる大会（ジュニアクラス）では、州・準州ジュニア選手権、全国ジュニア選手権、全国学校対抗選手権以外は、このポリシーは適用されない。世界ランキング競技会以外の競技会では、年齢に関係なく、選手は自認する性別にもとづき、男女いずれかのカテゴリーに出場することができると定められている。この点は、英国のポリシーよりも包摂的であるといえる。

さらに、このポリシーではノンバイナリー選手に関する言及もなされている。この言及においては、WAのポリシーが性別二元論的でありノンバイナリー選手への言及がないこと、現在の陸上競技が性別二元制下で実施されていることには課題があるとの認識を示した上で、ノンバイナリー選手は出生時に割り当てられた性別もしくはWAのポリシーにもとづき参加資格を得るとされている。また、ノンバイナリー選手の性自認がシーズン間で変更される可能性があることへの対応として、性自認の変更は、各シーズンの10月1日までに通知し、指定されたシーズンの間はAAが承認した性別カテゴリーでのみ参加できると定めている。

注目すべきは、AAが上記の競技会への参加に関するポリシーと共に、“Introduction and Support Service: Inclusion of Transgender and Gender Diverse People in Athletics（導入と支援サービス）¹⁶⁾”、“Guidelines for the Inclusion of Transgender and Gender Diverse People in Community Athletics（陸上競技界におけるトランスジェンダーと多様な性の人々の包摂のためのガイドライン、以下「包摂のためのガイドライン」）¹⁷⁾”の2冊を同一デザインで公表し、公式ホームページに掲載していることである。

「イントロダクションと支援サービス」の冊子は、スポーツが多様な性別の人々にとって居心地の良い場になっていないことを踏まえ、当事者を支援する組織やオーストラリア人権委員会等の様々なステークホルダーの協力を得てポリシーが策定されたことが示されている。また、トランスジェンダーおよび多様な性のあり方の選手が利用可能なLGBTQ+に特化した支援団体のリストや情報サイトが提供されている。

「包摂のためのガイドライン」の冊子の目的は、トランスジェンダーおよび多様な性の人々を含むすべての人に安全で歓迎される環境を提供し、オーストラリアでの陸上競技への参加を支援することであるとされている。また、冊子の対象は、役員、組織の正規・非正規を問わないスタッフ、指導者、選手、ボランティア、観客等、あらゆる関係者である。その内容は、性の多様性に関する基礎的な知識、多様な性の人々が陸上競技に参加する際に生じ得る困難に関する解説、課題解決のためのケーススタディー、

クラブ等の構成員が遵守する方針を策定すること、相談が可能な組織の紹介などで構成されている。

このようにAAの対応は、単に競技会の運営を円滑にする参加ポリシーを策定するだけではない点に大きな特徴がある。現行のルールでは希望する性別カテゴリーで競技することができない選手が存在する状況が避けがたいことに鑑み、性の多様性に理解のある陸上競技界の構築に資する資料を提供していることは、日本のNFでも大いに参考にすることができる。

また、同様に地域スポーツにおいて「性別が多様な選手、ノンバイナリー選手、性別を確定する過程にある選手は、自分が最も心地良いと感じるカテゴリーでプレーする」ことを目的に資料を公開している事例には、Tennis Australiaのガイドラインがある。このガイドラインも包摂性の高い地域レベルのスポーツ界を国内で構築する際に留意すべき事項や事例がわかりやすくまとめられており、参考にすることができる。

4.3 国内スポーツ統括団体が提示したガイドラインをもとにポリシーを策定する事例:Volleyball England

イギリスには、文化・メディア・スポーツ省の下に2つの政府外公共機関がある。ひとつはSport Englandであり、この組織は草の根レベルからエリートレベルまでのスポーツ全般の振興を担っている。オリンピックやパラリンピックなどのエリートスポーツにより多くの焦点を当て、強化や資金配分の戦略を担っているのがUK Sportである。後者のUK Sportは、2021年9月に“The UK’s Sports Councils Guidance for Transgender Inclusion in Domestic Sport（国内スポーツにおけるトランスジェンダーの包摂のためのUKスポーツ・カウンスル・ガイダンス）¹⁸⁾”を公表した。

このガイダンスでは、前項でUKAのポリシーに関して述べた際に触れた英国のGRA2004、EA2010という2つの法律および国内で実施されたプロジェクトの報告書等が参照され、NFがポリシーを策定するための指針が示されている。この指針では、スポーツ団体が競技の特性を踏まえた上で、①トランスジェンダーの包摂を優先するポリシー、②女子カテゴリー

とオープンカテゴリーで競技を実施するポリシーのいずれかを選択した上で、市民一般が参加する条件を追加する、という提案がなされている。

このようなガイダンスを参照してポリシーを公表した英国の地域スポーツ統括団体の一例には、Volleyball Englandのポリシーがある。Volleyball Englandは2022年2月に“Volleyball England Policy for Transgender Participation (トランスジェンダーの参加のためのバレーボール・イングランドのポリシー)¹⁹⁾”を公表した。バレーボールは表3に示したように国際バレーボール連盟(FIVB)が参加選手の性別に関するルールを定めている²⁰⁾。そのため、Volleyball Englandの場合、FIVBが関係する大会への参加をめざす選手を「パフォーマンス・パスウェイに参加する選手(Players in the Performance Pathway)」にカテゴライズし、ここに属する選手が登録する性別はFIVBのポリシーに従うとしている。

それ以外の選手や参加者が大会に参加する場合のポリシーは、上述のUK Sportによるガイダンスにおける②が選択されている。すなわちトランスジェンダー男性選手はホルモン療法を開始していない限り、女子カテゴリーで競技することができると共に、オープンカテゴリー(従来の男子カテゴリー)で競技することができる。またトランスジェンダー女性選手はオープンカテゴリーでのみ競技することができるとしている。ただし、英国のバレーボールのNFであるBritish Volleyballのサイトには、独自のポリシーは見当たらない。

イングランド地域の統括団体とNFのポリシーの策定状況が上記のバレーボールとは異なる競技もある。たとえばフェンシングの場合、NFであるBritish Fencingは2022年6月に改定され9月に理事会が承認したポリシーを公表している²¹⁾。このポリシーでは、国際フェンシング連盟(FIE)が現在適用しているポリシーは2015年11月にIOCが作成したガイドラインであるとし、これを適用するとされている。England Fencingのサイトには特段のポリシーがないことから、地域統括団体はBritish Fencingのポリシーを採用しているとみられる。

同ポリシーによれば、トランスジェンダー男性選手は宣言した性自認で登録することにより男子カテ

グリーで出場することができる。またトランスジェンダー女性選手は1)性自認の宣言(最低4年間の変更不可)、2)16歳以上、思春期以降の場合、血清中テストステロン値が少なくとも12ヶ月10nmol/ℓ未満であり、この状態が出生時に割り当てられた性別である男性の優位性を最小化するのに十分であるか否かを考慮して参加が承認され、競技継続期間中は10nmol/ℓ未満が維持されること、3)16歳未満および/または思春期前の場合、ケースバイケースの評価を受ける、ことが条件とされている。

おわりに

本章では、2021年11月の「性の多様性に関するIOCの枠組み」公表以降のIFによるトランスジェンダー・ポリシーの策定状況について現状を検討した。また諸外国のNFや地域スポーツ団体が策定したポリシーの事例を探索し、日本国内の競技団体のポリシーに資する情報を得ようとした。

第4項で触れたNFや地域スポーツ団体のポリシーを概観することができるよう表4を作成した。国内に平等法や差別禁止法がある場合、NFや地域スポーツ団体がスポーツという私的な活動に対する任意の参加のルールを定める場合でも、これらの法を遵守するポリシーの策定が求められている。日本国内には、スポーツに関わる法律の上位に差別禁止法や平等法がないため、スポーツ組織は人権侵害のない、包摂性のある競技の世界を構築するために独自に配慮する必要がある。逆にいえば、国内に差別禁止法や平等法があれば、スポーツ組織はそれを支えにしながら、人権侵害のないスポーツの構築を推進できるといえる。当面は、国内全体で包摂性の高いスポーツ界を作っていくために、特にコミュニティ・レベルのスポーツを守備範囲としている日本スポーツ協会がガイドラインを策定し、法律がない状態をカバーすることは有効な方策のひとつになると考えられる。

その際に、今回の検討からは2つの選択肢があることが明らかになった。ひとつは、英国のUK Sportが策定したガイドラインのように「トランスジェンダーの包摂を優先するポリシー」と「女子カテゴリーとオープンカテゴリーで競技を実施するポリシー」を提示する方法である。しかし、この方法のうち後者は、

表4 トランスジェンダー女性選手の参加ポリシーと国内法・スポーツ統括団体のガイドラインの関係

国	アメリカ	オーストラリア		イギリス		
競技	フェンシング	陸上競技	テニス	陸上競技	イングランド地域バレーボール	フェンシング
IFのポリシーの有無	×	○	○	○	○	×
性の多様性に関して参照すべき平等法/差別禁止法	○(Title IX, 公民権法)	○(性差別禁止法)		○(GRA2004, EA2010)		
全国レベルのスポーツ統括団体のポリシーの有無(△は参照しないポリシーを策定)	×	×	×	○	○	△
エリート・レベルのポリシー	IF規則を遵守	思春期発達段階を考慮しつつIF規則を遵守	IF規則を遵守	IF規則を遵守	IF規則を遵守	IF規則を遵守
コミュニティ・レベルでのトランスジェンダー女性選手の参加ポリシー	性自認を尊重	性自認を尊重	性自認を尊重	大会指定付で参加承認	女子競技の参加不可, 男子競技をオープン競技化	テストステロン値の上限を設定した2015年規則適用
ノンバイナリーの視点の有無	○	○	○	×	×	×
備考		コミュニティ・レベルでの包摂性を高めるためのガイドブックを作成		平等法にスポーツにおける例外措置を含めるよう要請		

競技の公平性により重きを置き、トランスジェンダー女性が自認する性でスポーツに参加する道を閉ざすことになる。したがって誰もが自分らしくスポーツに参加するという意味での包摂性は極めて低いと言わざるを得ない。もうひとつはオーストラリアのNFが採用しているポリシーに見られるように、コミュニティ・レベルのスポーツにおける包摂性を高め、参加の道筋を開くだけでなく、社会全体が性に関わる多様性に馴染んでいくための場としてスポーツを活用する方法である。

競技の公平性を確保するための工夫には、すでにパラスポーツのクラス分けやスペシャルオリンピックスのディビジョンングという好事例がある。トランスジェンダーの参加ポリシーの策定は、日本の社会がスポーツにどのような価値を求めるのか、NFや地域スポーツ組織はそれぞれが守備範囲とするスポーツに関し、どのような未来像を描くのかを問いかける課

題である。

参考文献

- 1) 國分典子(2011) 性同一性障害特例法以前のトランスセクシュアルと戸籍上の性別変更-TS 戸籍統柄訂正事件, 谷口洋幸・齋藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』信山社, pp.24-28.
- 2) 建石真公子(2020) 性別に関する「自己決定」と「身体を侵襲されない権利」(2), 時の法令 No.2101(令和2年7月15日号): 56-59.
- 3) 前掲(建石, 2020): 58-65.
- 4) 朝日新聞「トランスジェンダー性別変更, 生殖不能の手術要件は『違憲』最高裁」(2023年10月25日15時11分) <https://digital.asahi.com/articles/ASRBP7T8YRB NUTIL009.html>

- 5) 来田享子 (2022) トランスジェンダー選手の参加をめぐる議論の現状－平等と公平の狭間で－, *GID (性同一性障害) 学会雑誌*15 (1):7-17.
- 6) 同上.
- 7) Magali Martowicz et.al. (2023) Position statement: IOC framework on fairness, inclusion and non-discrimination on the basis of gender identity and sex variations., *Br J Sports Med* (January 2023) 57 (1) : 26-32.
- 8) 前掲 (来田, 2022) に掲載した表を再掲した.
- 9) たとえば, 国際水連, トランスジェンダー選手的女子競技への出場を禁止, *BBC NEWS JAPAN*, 2022年6月20日, <https://www.bbc.com/japanese/61862354> (2024年3月15日接続確認)
- 10) 井谷聡子 (2016) トランスジェンダーの選手の参加規程, *日本スポーツとジェンダー学会編『データでみるスポーツとジェンダー』* 八千代出版, p.157
- 11) NHK (2024) “トランスジェンダー大会参加の議論は40% 余” 五輪競技団体, *NHK News Web* (2024年1月24日6時48分) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/2024/0125/k10014333731000.html>
- 12) <https://www.usafencing.org/transgender-and-nonbinary-policy>
- 13) UKA Trans Position Statement Final 20230223 (http://www.uka.org.uk/wp-content/uploads/2023/02/UKA-Trans-Position-Statement_FINAL-03.02.23.pdf)
- 14) <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/section/195>
- 15) UKA (2023) Transgender Eligibility in Athletics in the United Kingdom. (<https://www.uka.org.uk/news/news-and-features/uk-athletics-publishes-principle-statement-on-transgender-eligibility-in-athletics/>)
- 16) Athletics Australia (2023) Introduction and Support Service: Inclusion of Transgender and Gender Diverse People in Athletics (<https://cdn.revolutionise.com.au/cups/aa/files/sfr3noaokzhqjf8j.pdf>)
- 17) Athletics Australia (2023) Guidelines for the Inclusion of Transgender and Gender Diverse People in Community Athletics (<https://cdn.revolutionise.com.au/cups/aa/files/izzl4nscygfiauvu.pdf>)
- 18) <https://equalityinsport.org/resources/index.html>
- 19) <https://www.volleyballengland.org/uploads/docs/Transgender%20Policy.pdf>
- 20) https://www.google.com/url?sa=t&ct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwij9NzFqv2EAxUoIK8BHfGmCL4QFnoECA8QAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.fivb.com%2F%2Fmedia%2F2023%2Ffivb%2Flegal%2Fregulatory%2520changes%2520june%25202023%2Ffivb%2520sports%2520regulations%25202023_clean_website_23062023.pdf%3F%3Den%26hash%3D1D65D176C6D76EAB06F723AAA09599E8&usg=AOvVaw0Oh7smPQ9A07VYwUTRmHgg&opi=89978449
- 21) <https://www.britishfencing.com/wp-content/uploads/2022/09/BF-Gen-der-Policy-for-Competition-v2.0-approved-13.09.2022.pdf>

第3章 ヨーロッパ人権裁判所におけるDSDsアスリートの権利の保護と限界—カスター・セメンヤ対スイス事件に関するヨーロッパ人権裁判所2023年7月11日判決 (Mokgadi Caster Semenya v. Switzerland, no. 10934/21) について—

建石真公子*

はじめに

2023年7月11日、ヨーロッパ人権裁判所は、世界陸上(WA, 旧IAAF)¹⁾がDSDsアスリート女性に女性カテゴリーでの出場を認めるために適用した規則²⁾(以下、DSDs規則)の条約適合性に関して判決を下した。この規則は、アスリートのテストステロン・レベルを一定期間、一定量以下とすることを競技出場の要件としており、そのためには、(性)ホルモン投与などの医学的介入により本人の自然な身体的なホルモン・レベルをコントロールすることが求められる。これは、ヨーロッパ人権条約の定める「拷問および非人道的または品位を傷つける扱いの禁止(第3条)」、「私生活尊重の権利(第8条)」および「差別の禁止(第14条)」によって保護されている、身体の完全性、精神的・身体的健康、生殖に関する権利、および選択した職業に就く権利を尊重されるという基本的権利を侵害するものではないのか、という点が問われたものである。

こうした問題提起に対してヨーロッパ人権裁判所は、セメンヤ選手の差別されない権利がスイスの裁判所によって保障されていないことが、ヨーロッパ人権条約8条と併せた14条の違反(4対3)、および8条と併せた14条に照らして第13条(実効的救済)の違反(4対3)と判断した。この判決は、WAが策定した規則に対して南アフリカのカスター・セメンヤ選手が継続してきた法廷闘争に暫定的であれ、終止符を打つものである。

この事件の事実関係は次の通りである。セメンヤ選手は、オリンピック大会の800メートル競技で2度、世界大会で3度、優勝している。しかしセメンヤ選手は、2018年に世界陸上が採択した「性発達

に差異がある」(DSD)アスリートが女性のカテゴリーで競技するためにテストステロン・レベルを制限することを義務付けるルールは差別的であると考え、スポーツ仲裁裁判所(CAS)に仲裁を申し立てた。これに対して、CASは2019年4月30日付の裁定でこのルールの有効性を確認した³⁾。同選手はこの決定に対して、仲裁裁判所があるローザンヌを管轄するスイス連邦裁判所に訴訟を提起した。2020年8月25日、この上訴は却下された⁴⁾。その後、セメンヤ選手は2021年2月18日、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた。

セメンヤ選手が、DSDs規則はヨーロッパ人権条約違反と訴える主張は次の通りである。第一に、セメンヤ選手が受けた性別確認検査と、国際大会に参加するためにテストステロン値を下げるホルモン治療を受ける義務は、品位を傷つける扱いの禁止(第3条)、私生活と家族生活の尊重の権利(第8条)の違反であり、差別的であった(第14条)。第二に、スイスの最高裁判所が行った限定的な審査は、その決定がスイスの公共政策に準拠しているかどうかの審査に限られており、公正な裁判を受ける権利(第6条)と効果的な救済を受ける権利(第13条)に反しているというものである。

ヨーロッパ人権裁判所の判決は、スポーツにおけるDSDsアスリートの実効的な保護に向けた重要な一歩である。しかし、判決は次に述べるようにいくつかの限界があると考えられる。例えば、同判決は、第14条の違反があったことを認めたが、それはスイス連邦裁判所が差別の訴えを審査しなかったという理由によるものであり、WAのDSDs規則そのものを直接問題視するものではなかった。また、セメンヤ選手が提起した他の違反事由を除外している点も、DSDsアスリートの権利を同条約で保護するものとはいえない点も指摘される。以下、差別の判断および

*法政大学名誉教授

DSDsアスリートの尊厳と身体的完全性の保護に関して検討する。

1. DSDsアスリートに対する差別とは

ヨーロッパ人権裁判所がDSDs規則の適用をめぐる問題に関して条約第14条違反を認めたことは、アスリートの基本的権利の保護において一歩前進といえる。しかし、同規則の本質について直接判決を下したのではなく、事実関係を迂回的に判断したにすぎないという点は課題を残したといえる。

(1) アスリートの基本的権利の保護と差別禁止

(i) 裁判所の管轄権

予備的な問題として、ヨーロッパ人権裁判所は、この訴訟を審査するための人格的管轄権 (*ratione personae*) および場所的管轄権 (*ratione loci*) を有すると宣言した。問題となった規則は、WA、つまり法的には私的団体によって制定されたものであり、その本部はヨーロッパ人権条約締約国であるモナコにある。また申立人であるセメンヤ選手は南アフリカ国籍である。セメンヤ選手とスイスとの間に裁判管轄上のつながりがあるかが問われるが、ヨーロッパ人権裁判所は、スイス連邦裁判所がスポーツ仲裁裁判所の裁定に対して申立人の上訴を審理することに同意した時点で、その上訴の却下は必然的に仲裁判断の「黙認」とみなされなければならないと説明している⁵⁾。それを根拠として、ヨーロッパ人権裁判所の管轄権を認めており、この判断は、ヨーロッパ人権裁判所が、過去の判例を踏襲し、スポーツ分野へのヨーロッパ人権条約の適用可能性を認めたと考えられる⁶⁾。同裁判所が「条約の目的および趣旨」に強調的に言及していることも、このことを裏付けている。同判決は、前裁判所所長と同様の方式を採用しており、「プロのアスリートや女性の司法的保護が、より一般的な職業に就いている人々よりも劣っていないなければならない理由がわからない」と述べている⁷⁾。

(ii) スポーツにおける差別と平等(公平性)

本事件において、裁判所は条約第14条を第8条と組み合わせて適用し、セメンヤ選手の私生活および家族生活に対する権利に関して差別が存在すると

の判決を下した。また、差別禁止はオリンピック憲章⁸⁾に定められている基本原則であるが、スポーツの論理はそれ自体が固定観念や差別の源となりうる傾向がある。スポーツ競技は本質的に不平等であり、その唯一の目的は上下関係を確立し、卓越した能力、特に身体能力を強調することともいえる。したがって、アスリート間の平等を追求することと両立させるのは難しいように思われる。

フランスでは、競技における公平性の原則は平等の原則から派生したものであるという憲法院の解釈がある⁹⁾。この原則は、公正な競争、機会の平等、スポーツの公平性などさまざまな表現され、ルールや規則の存在、カテゴリーの設定を正当化している¹⁰⁾。競技結果の不確実性を保証するために、いかなる競技者も競争相手に対して「著しい優位性」を持つてはならない。したがって、競技者は年齢、身長、体重、性別によって分類され、分けられる。こうした観点から長い間、性別に基づくスポーツの分類は、差別禁止の観点からはあまり論争されてこなかった。たしかにEU司法裁判所は、スポーツ組織はこの原則を尊重する義務があり、国籍による差別をしてはならないと認めている¹¹⁾が、この判例はプロスポーツの経済的側面に限定されたものであり、性別による分類とはかけ離れているように思われる。ただし、フランスでは、Conseil d'Etat (国務院) が、無差別原則を理由に女性の競技を禁止することはできないが、連盟が混合チームを禁止することを妨げるものではないとの判決を下している¹²⁾。

ヨーロッパ人権裁判所の今回の判決は、女性に対する差別禁止という観点からは、2つの点で重要な意味があると考えられる。

① 条約の水平的効果(私人への適用)

第一に、ヨーロッパ人権裁判所は、条約の水平的効果を行行使することによって、アスリートとWAという私人間に関する紛争であったにもかかわらず、第8条と合わせて第14条の違反があったと結論づけた。この結論に至るにあたり、裁判所は、国家は個人の基本的権利の行使において差別を行わないようにしなければならないだけでなく、「差別的取扱いが私人によって行われる場合であっても、管轄区域内の者を差別的取扱いから保護するための適切な措置を講

じなければならない」とした¹³⁾。したがって、国内裁判所は、「差別禁止に明白に反する」方法で法律行為を解釈してはならないことになる。

第14条の水平的効力の認識は新しいものではないが¹⁴⁾、個人、特にアスリートを差別から効果的に保護するためには不可欠である。スポーツは基本的に、国家が介入することなく、民間、国家または国際的な主体によって定立された基準によって管理されているため、水平的効果がなければ、差別に対するアスリートの保護が欠如することになる。

②性的・遺伝的特徴に基づく差別

第二に、本判決は性的・遺伝的特徴に基づく差別という角度から検討されている。ヨーロッパ人権裁判所は、すでに、個人の障害の原因である遺伝的特性が差別の禁止事由¹⁵⁾を構成すると述べているが、性的特性についてそれ自体が差別の禁止事由となる判決を下したことはなかった。今回の判決は、これまでの判決において、性自認を差別事由として認め¹⁶⁾、第14条の基準リストを広く解釈し、それが生来のものであるか否かを問わず¹⁷⁾、特性を対象としてきた裁判所の判例法の流れに位置づけられる。同裁判所は、このDSDsに関する「性的特徴」という新しい差別禁止の根拠を自明のものとしているが、今後の差別禁止規定の制度にとって重要な影響をもたらすものだろう。本判決では、ヨーロッパ人権裁判所は、性的特徴に基づく待遇の違いを正当化できる根拠を大幅に制限している。これらの根拠は、性別に基づく差異を正当化できる根拠と同様に、「非常に強い考慮」、「やむを得ない理由」または「特に強固で説得力のある理由」に基づくものに限られる¹⁸⁾。

本判決のこうした特徴は、差別禁止にとってもDSDs当事者にとっても大きな進展である。しかし、DSDs規則を直接的に差別的であると認定することを拒否した裁判所の慎重な理由づけは、判決の範囲をかなり弱めている。

(2) DSDs規則の差別的性質についての判断の回避

この事件では、争点はスイスの裁判所の判断であり、WAではない以上、ヨーロッパ人権条約第14条違反の認定を、第8条と結びつけ、規則の差別的性

質を非難したと解釈することはできない。その結果、ヨーロッパ人権裁判所が問題にし、批判しているのは、スイス連邦裁判所が行った限定的な審査に対してである。

スイス連邦裁判所は、CASが「国の裁判所でもなければ、スイスの公法に基づく他の機関でもなく、スイスの私法に基づく財団から生まれた(...中略)法人格を持たない団体である」という理由で、CASの仲裁判断がスイスの公序良俗に適合するかどうかに限定した再審理を選択した¹⁹⁾。セメンヤ選手が提起したいくつかの点(規制の科学的正当性、規制を適用することの難しさ、テストステロン値を下げるためにアスリートに課される治療の副作用)は、スイスの裁判所によって十分に分析されなかった。また、差別禁止の原則は、国対個人のような垂直的側面においてのみ考慮され、水平的側面(私人間)においては考慮されなかった。そのため、このような判断は、申立人が「スイスにおいて、自分の苦情を効果的に主張することを可能にする十分な制度的・手続き的保証の恩恵を受ける」ことを妨げ、ヨーロッパ人権条約第14条の違反を構成することとなった。

このような選択によって、ヨーロッパ人権裁判所は、判決の範囲をかなり狭めている。実際、判決は、スイス連邦裁判所の審査内容や方法のみを問題にしており、特定の競技への参加に課されるテストステロン値の制限を問題にしているのではない。しかし、ヨーロッパ人権裁判所は、スイス連邦裁判所の判決に対して、ホルモン治療の「重大な」副次的影響に関する疑問や、規制の科学的妥当性に対する疑念を「深刻な」とし²⁰⁾、スイスがヨーロッパ評議会採択した「オピエド条約」に基づく倫理的義務、特に善意と非悪意原則を想起し²¹⁾、セメンヤ選手の差別に関する主張は「十分な根拠があり、信用できる²²⁾」とし、「申立人に適用されたDSDs規則が、追求される目的に比例した客観的な措置とみなすことはできない²³⁾」と結論づけた。

このように、ヨーロッパ人権裁判所は、生物学的性別(キャスター・セメンヤは出生時に女性の性別を割り当てられ、女性であることを認識し、女性として生き、生活してきた)とも法的性別(民事上の地位によって性別の変更が認められたトランス女性に対し女性のカテゴリーで競技することはできないとする)

とも異なる、「スポーツ上の性別」に基づいているジェンダー化されたスポーツカテゴリーの法的地位について裁定する機会を逸したといえる。また、このスポーツ上の性別を定義する基準を血清中のテストステロン値とすることの妥当性についても、科学的見地から異論がある²⁴⁾。同裁判所は、性カテゴリーを定義する際にスポーツ組織が利用しうる裁量に疑問を投げかけるために、テストステロンと身体的パフォーマンスとの相関関係についての不確実性に言及することもできたのではないだろうか。

また、裁判所は、WAがDSDs規則を適用する方法についても言及していない。しかし、セメンヤ選手は訴状の中で、この規則が「グローバル・サウス出身のアスリートに適用されており²⁵⁾」、したがって人種、民族、肌の色に基づく間接差別を構成する可能性があると主張した。しかし、女性性を検査され、女性のカテゴリーから除外されたアスリートの大半が非白人であった²⁶⁾ことについては検討する余地があったのではないだろうか。

このように、第14条違反の認定は重要な意味を持つが、ルールそのものとDSDsアスリートの全体的な状況の両方が検討されていないため、同判決が全てを解決したわけではない。

2. DSDsアスリートの尊厳と身体的完全性の保護

申立人は、条約第8条と併せて第14条に基づく訴えに加えて、DSDs規則の適用が彼女の尊厳および身体的完全性に対する権利を侵害するという点で、第3条および第8条の違反も主張した。これら2つの理由は、規則が規定する診察と治療の問題が争点であったにもかかわらず、裁判所によって却下された。その結果、DSDsアスリートが基本的権利を保護されたうえで競技会に参加する可能性は、いまだに不確かなものとなっている。

(1) 身体的完全性の権利の保護に関する判断

申立人は、WAが実施したDSDs規則は、競技に参加するために医学的必要性が証明されていない検査や治療を条件としていた限りにおいて、ヨーロッパ人権条約第3条および第8条によって保障された権利を侵害すると主張した。しかし同裁判所は、この

2つの理由を否定し、判決の範囲を縮小した。

(i) 拷問または非人道的もしくは品位を傷つける取扱

いもしくは刑罰に服さない権利を保障する第3条

第3条に関して、ヨーロッパ人権裁判所は、訴えを却下するために手続き的要素に依拠した。同裁判所は、本件のアスリートは、第3条に反する健康診断や治療を受けていないため、受けたと主張することはできないと指摘した²⁷⁾。裁判所の見解では、このことは「明白に根拠がない」ものであり、したがって条約第35条に基づき認められない。

それにもかかわらず、裁判所は、もしアスリートが実際に問題とされているDSDs規則によって義務付けられている健康診断を受けていたのであれば、そのような主張は「条約第3条の意味における尊厳の侵害の主張の本質を構成していた」だろうと指摘している²⁸⁾。これは容認可能性という点では理解できるが、実際は、セメンヤ選手は尊厳に反する卑劣な扱いを受けない権利が侵害されたという理由で拒否したのであり、争点となった規則が要求する医療行為および外科的処置について裁定しなかったことは問題である²⁹⁾。

さらに、セメンヤ選手が規則によって課された医療行為を直接受けていなかったため、この根拠が認められないとしても、課された規則がそれ自体「屈辱的で恥となる効果により、申立人の尊厳、名誉、評判を損なう」ものであるという別の論拠により、第3条の違反が認められる可能性があった³⁰⁾。しかしヨーロッパ人権裁判所は、そのような結論に達するために必要な重大性の閾値は満たされていないとみなした³¹⁾。

これまでの判例において、ヨーロッパ人権裁判所は、特定の事例を評価するために「治療の期間とその身体的または精神的影響、場合によっては被害者の性別、年齢、健康状態」などの一連の要因に依拠している³²⁾。その観点からは、特に、規則が、婦人科的なものであれ心理学的なものであれ、医学的に必要でさえない検査を繰り返し行うことを規定していたこと、あるいは、課せられたホルモン治療がアスリートの健康に影響を与える副作用を有していたことなどは問題である。倫理的懸念は医学専門家グループによって広く表明されており³³⁾、また例えば、世界

医師会³⁴⁾は、「スポーツのパフォーマンスを低下させる」ことのみを目的とした医療行為を課すという原則そのものが「耐え難い」としている。

さらに、第3条の適用に必要な重大性の閾値が満たされない場合、ヨーロッパ人権裁判所は、身体的完全性に対する権利の保護を保証する最も優れた規定である第8条に依拠することができるはずである。しかしヨーロッパ人権裁判所は、第8条のみに基づいて事件を審査する必要はないとし、その理由として同裁判所が実施することになる審査は、第14条と第8条との関連において実施する審査と比較して、「本質的な別個の問題」を提起するものではないから、とした。

(ii) 不可能な選択の強制と第8条

さらに、WAのDSDs規則の問題は、単なる「制度的、手続き的な保証」を超えて、競技に参加することを許可されるために規則に従うという義務そのものが、身体的完全性に対する権利だけでなく、私生活の尊重に対する権利の侵害にあたるかどうかを検討することが必要だったのではないかという点である。例えば、申立人がDSDsであることが本人の承諾無しにメディアなどにより広く人々に知られてしまったこと、女性としてのアイデンティティが疑われたこと、支障なく職業上のキャリアを追求することが不可能であったこと、あるいは規則によって課される治療に対して自由かつ十分な情報を与えられた上での同意を与えることが不可能であったことなどである。

実際、申立人は「不可能な選択」³⁵⁾に直面していた。裁判所が第8条とともに第14条の適用可能性を検討する際に強調したように、申立人は規則で規定された治療を受けるか、希望する競技への参加を断念するかを選択をしなければならなかった³⁶⁾。この「選択」は、彼女が基本的権利、すなわち職業を实践する権利か、肉体的・精神的完全性を保護される権利のどちらか一方を行使するかを選ばなければならないことを意味した。

この状況は、A.P., Garçon and Nicot v. France³⁷⁾でトランスジェンダーが直面した状況と似ている。この事件ではヨーロッパ人権裁判所は、彼らに課せられた「不可能なジレンマ」を考慮し、条約第8条の違反があったと判示した。すなわち、法

的な性別を変更するために性別適合手術を受けるか、または、法的な性別変更を断念し身体的完全性に対する権利の行使を選ぶかである。

(2) 競技へのDSDsアスリートの参加の可能性

ヨーロッパ人権裁判所の判決は、セメンヤ選手がDSDs規則について、彼女に対する訴訟手続きにおける不適切な扱いを認めたという点で、セメンヤ選手にとって決定的なものである。しかし、この規則の影響を受けるアスリートに対して、医学的必要性が証明されていない治療を受けることを要求する差別的な規則の適用を受けることなく競技に参加できる可能性を保証するものではない。

実際、ヨーロッパ人権裁判所がスイスの裁判所における制度的・手続き的保障の欠如を指摘したにすぎない以上、将来、女性カテゴリーの出場資格に関するDSDs規則が条約に適合していると判断される可能性は否定できない。同裁判所の論旨によれば、今回、国内裁判所によってより徹底的な審査が行われた場合、「目的は手段を正当化する³⁸⁾」という理由で、この規則は「追求される目的に比例した客観的な措置」とみなされる可能性がある。

確かに、性的特徴に基づく待遇の違いは、性別に基づくものと同様、「非常に強い考慮」や「やむを得ない理由³⁹⁾」によって正当化されなければならないことは、現在では認められている。しかし、WAが提示した、公正な競争を確保するという目的は、正当な目的として認められる可能性もある。アスリートを平等な立場に置くために考案された「措置の考案において、スポーツ組織には広い裁量の余地があるべきである⁴⁰⁾」という点は、共同反対意見において示されている。「女性に対する特別な保護」は、女性のスポーツ参加を保証するために必要であるのだろうか⁴¹⁾。

この点に関して、ヨーロッパ人権裁判所は「スポーツにおける男女平等待遇の原則は尊重されるべきだ」と判示しているが、「女性とは対照的な男性の特徴」であるテストステロン値の高さだけが、より高いスポーツパフォーマンスをもたらすという考えに基づいている点には批判も提起されている⁴²⁾。

おわりに

2023年7月11日の判決は、セメンヤ選手の事件がヨーロッパ人権裁判所に提訴されたときから注目されていた。同裁判所は、競技におけるDSDsアスリートの参加の要件としての性別確認検査やホルモン（テストステロン）レベルを医学的な介入で一定以下に抑えるという規則が、アスリートの人権を侵害するか否かが問われたものである。しかし判決は、そうした権利の実質的な解釈には踏み入らず、スイスの裁判所の手続き的な不備に関して条約違反とした。この点でセメンヤ選手は訴訟では救済されるが、しかし規則自体が条約違反と判断されたわけではないため、同選手が800メートル競技に出場することが認められたわけではない。実際、ヨーロッパ人権裁判所の判決と同じ日に発表されたプレスリリースの中で、WAは、トランスジェンダー女性に関する規則⁴³⁾についても女性カテゴリーにおけるアスリート間の公正な競争を保証するために不可欠な「必要かつ合理的で均衡のとれた」規制であるため、引き続き効力を有すると述べている。現在、女性カテゴリーにおけるトランスジェンダー女性の参加を制限するスポーツ組織の規則が急増していることから、それらの規則がヨーロッパ人権裁判所に提起される事も考えられる。同裁判所は、規制の内容、ひいてはインターセックスとトランスの両方のアスリートに共通する核心的な問題、すなわちスポーツにおける性別の二分類について判決を下す機会があるだろうか。

注

- 1) ヨーロッパ人権裁判所による判決文では、問題となっているDSDs規則を制定した際の組織名称であるIAAFを用いているが、本稿では現行の組織名であるWAで統一した。
- 2) 2018年4月に世界陸上が導入したDSD規則は、女子陸上競技の8種目（400m, 800m, 1500m競歩）における出場資格に関する強制基準として、血清中のテストステロン値を5ナノモル/L以下にしなければならないというものである。
- 3) Sentence du TAS, 2018 /O/5794 & 5798, Mokgadi Caster Semenya & Athletics South Africa c/ IAAF.
- 4) Tribunal fédéral suisse, 25 août 2020, Semenya et Athletics South Africa c/ IAAF, n° 4A_248/18 et 4A_388/18.
- 5) § 104-105.
- 6) CEDH, 2 octobre 2018, Mutu et Pechstein c. Suisse, n° 40575/10 et 67474/10.
- 7) JAPPERT Julien et LOROSCI o Maëlys, «“La justice sportive est nécessaire, tout comme le contrepoids de la CEDH” : interview de Jean-Paul Costa», Sport et citoyenneté, 10 octobre 2016.
- 8) 『オリンピック憲章』オリンピズムの基本原則第4及び第5項（2021年8月8日）。
- 9) Cons. const., 9 décembre 2004, Sport professionnel, n° 2004-507 DC.
- 10) Bouons Anaïs, 《Test de féminité : vide juridique et bouleversement de l'ordre sportif》, Jurisport, no 96, 2010, p.42. 建石真公子「スポーツ競技の公正とジェンダーのはざまで“本当の女性”をどのように証明するのか—Anais Bohuon, Test de féminité dans les compétitions sportives: une histoire classée X, Edition iXe, 2012, Conclusion, p.165-170（アナイス・ボウオン『スポーツ競技における 女性性確認検査（性別確認検査）—X分類の歴史—』の試み—」スポーツとジェンダー研究15巻, p.98-106.
- 11) CJUE, 12 décembre 1974, Walrave et Koch, aff. 36-74 sur l'interdiction de recruter un entraîneur d'une nationalité différente de celle des athlètes qu'il entraîne ;
- 12) CE, 27 juin 1986, Époux S., n° 73596.
- 13) § 192.
- 14) CEDH, 18 février 1999, Larkos c. Chypre, n° 29515/95 ; CEDH, 13 juillet 2004, Pla et Puncernau c. Andorre, n° 69498/01.

- 15) CEDH, 1er décembre 2009, G. N. et a. c. Italie, n° 43134/05, § 125 et s., à propos de personnes atteintes de thalassémie, maladie génétique.
- 16) CEDH, 12 mai 2015, Identoba et autres c. Géorgie, n° 73235/12.
- 17) CEDH, 10 mars 2011, Kiyutin c. Russie, n° 2700/10.
- 18) § 169.
- 19) Tribunal fédéral suisse, 25 août 2020, Caster Semenya et Athletics South Africa c/ International Association of Athletics Federations, n° 4A_248/2019 et 4A_398/2019, § 5.1.1.
- 20) § 181-183.
- 21) § 189.
- 22) § 201.
- 23) Ibid.
- 24) VILLAREt Sylvain, 《L'affaire Semenya ou la forteresse sportive assiégée. Athlètes intersexes et techniques de détermination à l'aube du XXIe siècle》, Techniques & Culture, no. 1, vol. 77, 2022, pp.50-69.
- 25) § 129.
- 26) Bouons Anaïs et Quin Grégory, 《Sport》, in Rennes Juliette (dir.), Encyclopédie critique du genre, Paris, La Découverte, 2021, pp.715-726.
- 27) § 215.
- 28) Ibid.
- 29) TAS, sentence du 30 avril 2019, Mokgadi Caster Semenya & Athletics South Africa c. IAAF, 2018/O/5794 & 5798, § 79.
- 30) § 216.
- 31) Ibid.
- 32) CEDH, 11 juillet 2006, Jalloh c. Allemagne, n° 54810/00, § 67.
- 33) Pavli裁判官の反対意見, § 20.
- 34) Association Médicale Mondiale, 《Les représentants des médecins réaffirment leur opposition au règlement de l'IAAF》, 15 mai 2019.
- 35) Karkazis Katrina et Carpenter Morgan, 《Impossible “Choices” : The Inherent Harms of Regulating Women’s Testosterone in Sport》, in Journal of Bioethical Inquiry, no. 4, vol. 15, 1 décembre 2018, pp.579-587.
- 36) § 124.
- 37) CEDH, 6 avril 2017, AP, Garçon et Nicot c. France, n° 79885/12, 52471/13, 52596/1. 建石真公子 (2021) 「トランス・ジェンダーの性別記載変更と私生活の尊重—不妊化要件と身体的完全性および性アイデンティティの権利—A.P., ギャルソンおよびニコ判決—」 人権判例報3:45-53.
- 38) Pavle裁判官の判決補足意見, § 24.
- 39) § 169.
- 40) Grozev, Roosma et Ktistakis判事による共同反対意見.
- 41) Ibid.
- 42) Karakazis Katrina et Jordan-Young Rebecca M., 《The Powers of Testosterone : Obscuring Race and Regional Bias in the Regulation of Women Athletes》, in Feminist Formations, no. 2, vol. 30, 2018, p.1-39
- 43) 世界陸上は2023年3月23日に「DSD選手に関する女子競技への参加要件」および「トランスジェンダー選手の参加規則」について以下のように規定した。
(1) 「DSD選手に関する女子競技への参加要件」
3.2 世界ランキング競技会において女子の種別で競う資格, 及び／又は世界ランキング競技会ではない競技会において世界記録の実績を認定される資格を有するためには, 関連競技者は, 以下の各条件を満たす必要がある。
3.2.1 法律上 (例えば出生証明書やパスポートなど), 女性またはインターセックスとして認められていること。
3.2.2 血清中のテストステロン濃度を2.5

nmol/L未満に少なくとも24 ヶ月間継続的に維持していること。

3.2.3 世界ランキング競技会の女子クラスで競技する資格、及び／又は、世界ランキング競技会ではない競技会の女子クラスで世界記録を認定される資格を保持することを望む限り、常に（すなわち、競技会に出場しているか否かにかかわらず）血清中のテストステロン濃度を2.5nmol/L未満に維持し続けなければならない。

World Athletics, Eligibility Regulations for the Female Classification (Athletes with Differences of Sex Development) (Version 3.0, approved by Council on 23 March 2023, and coming into effect on 31 March 2023)
(2)「トランスジェンダー女性に関する規則」

3.2 トランスジェンダーの女性競技者が、世界ランキング競技会における女性の種別において競技する資格を有し、かつ、世界ランキング競技会でない競技会において女性の種別における世界記録の実績を認定されるためには、専門家パネルが満足する以下の条件を満たす必要がある。

3.2.1 当該競技者は、その性自認が女性であることを、メディカル・マネージャーが満足する形で、書面及び署名された申告書を提出しなければならない。

3.2.2 男性の思春期は、タナー・ステージ2以降、または12歳以降（どちらか早い方）のいずれにおいても経験していないこと。

3.2.3 思春期以降、継続的に血清中のテストステロン濃度を2.5nmol/L未満に維持しなければならない。

3.2.4 世界ランキング競技会の女子クラスで競技する資格を保持すること、及び／又は、世界ランキング競技会でない競技会の女子クラスで世界記録の実績を認めることを希望する限り、常に（すなわち、競技会中であるか競技会外であるかにかかわらず）、血清中のテストステロン濃度を2.5nmol/L未満に維持し続けなければならない。

World Athletics, Eligibility Regulation for Transgender Athletes (Version 2.0, approved by Council on 23 March 2023, and coming into effect on 31 March 2023)。

第4章 国際セーフスポーツ短信〈2023年度〉

杉山 翔一*

筆者は、2023年度、国際的なセーフスポーツ運動を主導している団体「セーフスポーツインターナショナル」の主催する国際会議に参加し、諸外国のセーフスポーツの実現に取り組む団体と交流をした。また所属学会の活動を通じて、マレーシアやシンガポールといったアジア諸国のセーフスポーツに取り組む団体と交流を行った。以下では、これらの活動を踏まえ、2023年度の国内外のセーフスポーツの動きやそこで確認された知見の内容をとりまとめることにしたい。

1. 国際的なセーフスポーツの動き

(1) トラウマ・インフォームドの視点の重要性

2023年9月にロンドンで、設立以来初めて実地で開催されたセーフスポーツインターナショナル主催の国際会議のセッション「Trauma Informed Legal Practice」の中では、虐待の救済手続をよりトラウマ・インフォームドなものにする重要性が改めて確認された¹⁾。「トラウマ・インフォームド」な救済手続とは、スポーツ虐待の被害者の救済に向けたあらゆる場面で、スポーツ虐待のトラウマに関する知識を身につけた者が関わり、虐待の被害者がトラウマを有していたり、救済のための各場面が被害者のトラウマを誘発させるかもしれないという視点をもって進められる救済手続をいう。ここでいうスポーツ虐待の被害者の救済に向けたあらゆる場面とは、通報相談、法律相談、事実関係の聴取、ヒアリング（審問）などのあらゆるプロセスが含まれる。

例えば、トラウマ・インフォームドの視点から通報相談窓口のあり方を考える場合、匿名での通報相談の受け付けは認めるべきである。なぜなら、通報相談時に氏名開示を望まない虐待の被害者に自らの氏名を明らかにすることを強制することで、被害者のトラウマを誘発する可能性があるからである。通報相

談の受付に関して、通報者に氏名開示の選択肢を与えるものである必要がある。

また、加害者の責任追及手続における被害者のヒアリング（審問）の場面では、ヒアリングを虐待の被害者にとってより負担の少ないものにする必要性がある。この点に関連して、スポーツ仲裁裁判所（CAS）は、虐待の被害者の匿名証人の証言能力を認めた過去の仲裁判断を受け²⁾、2023年12月に、CASの手続における「立場の弱い人々」（vulnerable witnesses and testifying parties）³⁾のヒアリングにおけるガイドラインを公表し、ヒアリングの場面において虐待の被害者を保護する方針を公表している⁴⁾。当該ガイドラインでは、証人が、リモートで出席でき、相手方当事者と直接の接触を避けられることなどが認められている（同ガイドライン13.i）。ヒアリングを虐待の被害者にとってより負担の少ないものにするために、これらのガイドラインの内容は参考になる。

トラウマ・インフォームドの視点は、虐待の被害者に、救済手続がさらなる潜在的な加害を与えるものではないという安心感を与える上で重要な視点である。

(2) 国際条約の必要性の提言

上記（1）の国際会議では、各国国内でセーフスポーツの実現に取り組む団体の活動を紹介するセッション「Emerging Practice at National Level」が含まれており、前年度の報告書で共有したカナダのSport Dispute Resolution Center of Canadaが提供するAbuse-Free Sport Program⁵⁾、オーストラリアのSport Integrity AustraliaのNational Integrity Framework⁶⁾の紹介が行われた。また、国際会議のセッションの合間には、各国国内でセーフスポーツに取り組む団体との間で非公式セッションも開催された⁷⁾。

これらのセッション中では、ある国の機関で処分を受けた加害者が他国で活動が続けることの問題、処分の結果を他国と共有する際に個人情報の問題があ

*Field-R法律事務所

ることが共有された。これらの課題や問題を解決する方策として、セーフスポーツに関する国際条約を策定したりすることの必要性が議論された。

(3) アジアの中での取り組み—スポーツ団体共通規程の策定

昨年度の報告書では、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツの取り組みを紹介したが⁸⁾、アジアの中でも、すでに日本より先んじて、セーフスポーツの実現に向けた具体的な政策の策定や機関の設立を行っている国が存在する。

マレーシアでは、2023年3月に、マレーシアスポーツ法学会やSafe Sport Malaysiaが中心となって、Safe Sport Codeが策定された⁹⁾。このSafe Sport Codeは、マレーシアのスポーツ団体に適用され（同規程3.1.2項）、心理的ミスコンダクト、身体的ミスダクト、セクシュアルハラスメントといった禁止行為（同規程第4条）、これらの予防のための当事者の責務（同規程第5条）、通報先（同規程第7条）などが定められている。マレーシアでは、この取り組みに加えて、現在、Safe Sport Actの制定とそれによるセーフスポーツの問題に取り組む専門センターの設立が提唱されており、今後の動きが注目される。

シンガポールでは、2019年にシンガポール政府評議会によってSafe Sport Commissionが設立され¹⁰⁾、同センターは、セーフスポーツに関する研修・教育の役割を担うと共に、オンラインフォーム等により、スポーツ虐待の通報相談も受け付けている。また、シンガポールでは、2021年11月に『Safe Sport Unified Code』が策定されており、Singapore National Olympic Council, Singapore National Paralympic Council, Sport Singaporeの3団体がこれを採択することをすでに表明し、スポーツ団体への適用が進められている¹¹⁾。

2. 国内のセーフスポーツに関する動き

日本でも、2023年度、スポーツにおける人権侵害防止のための組織づくりが進む兆しが確認できた。

令和5年9月29日に改定されたスポーツ団体ガバナンス・コード＜中央競技団体向け＞において、「通報制度の構築に当たっては、スポーツにおける暴

力・ハラスメントその他の人権侵害防止のための組織づくり（スポーツにおけるセーフガーディング）に関する専門的知見を有する者の助言を受けて、制度を構築することも考えられる。」との記載が原則9の補足説明に新たに加わるようになった¹²⁾。

この補足説明の記述に従い、令和6年度以降に、例えば、昨年度報告書において紹介している「IOCセーフガーディング責任者」を活用するなどして¹³⁾、中央競技団体の通報制度その他の虐待被害者の救済手続を整備する取り組みが進むことが期待される。

例えば、わが国の中央競技団体の通報相談窓口においては、通報者の氏名開示を必須とする実務が一定数あるため¹⁴⁾、匿名での通報相談の受け付けを認めるなど、トラウマ・インフォームドの視点が取り入れられるべきである¹⁵⁾。また、中央競技団体内における規律手続や公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁手続などにおけるヒアリング（審問）において、トラウマ・インフォームドな視点が取り入れられるべきである。

以上のとおり、2023年度の活動により、わが国で、人権侵害防止のための組織づくりを進める上では、トラウマインフォームドの視点を取り入れることの重要性が確認できた。また、昨年度の報告書のアメリカやカナダの取り組みに加えて、マレーシアやシンガポールでも、スポーツ団体共通のセーフスポーツ関連規程を採択していることを踏まえると、虐待の予防と被害者救済のため、スポーツ団体共通の規程を設けることは、有効な方策と考えられた¹⁶⁾。日本では、現状、中央競技団体における共通規程の策定やセーフスポーツの問題に取り組む専門機関の設立に向けた政策的な動きは見られないが、諸外国の専門機関の活動状況を注視しつつ、検討が進むことが期待される。

（以上）

参 考 文 献

- 1) 2023年9月18日から20日にイギリス・ロンドンにて開催された通算4回目の年次会議。テーマは、「Hope and Healing: Supporting Athletes & Transforming Sports Cultures」であった。これまでは新型コロナウイ

- ルス感染症の影響でオンライン開催だったが、今回初めて実地開催された。
- 2) CAS 2019/A/6388 Karim Keramuddin v. FIFA, <https://jurisprudence.tas-cas.org/Shared%20Documents/6388.pdf> (参照2024-03-20)
 - 3) 証言することが(再)トラウマを与える危険性がある場合、証人個人が安全上の脅威に晒される場合などに、当該証人はここでいう「立場の弱い人々」にあたるとされている(同ガイドラインA.3)
 - 4) Court of Arbitration for Sport, *ICAS Guidelines on the hearing of vulnerable witnesses and testifying parties in CAS Procedures (December 2023)*, https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/ICAS_Guidelines_on_Protection_of_Witnesses_FINAL_.pdf (参照2024-03-20)
 - 5) 昨年度報告書32-33頁
 - 6) 昨年度報告書42-43頁
 - 7) セッションの合間には、各国国内でセーフスポーツに取り組む団体との間で非公式なセッションを開催し、筆者も、日本スポーツ仲裁機構やジャパンセーフスポーツプロジェクトの立場として参加した。
 - 8) 昨年度報告書4-11頁
 - 9) Ministry of Youth and Sports, Safe Sport Code (2023), <https://www.kbs.gov.my/akta-dasar.html?download=1843:safe-sport-code-update> (参照2024-03-20)
 - 10) Safe Sport Commissionのwebサイト, <https://www.safesport.sg/> (参照2024-03-20)
 - 11) Safe Sport Commission, Key Signatories, <https://www.safesport.sg/safe-sport-programme/key-signatories/> (参照2024-03-20)
 - 12) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体団体向け>(2023年9月29日改定版)45頁, https://www.mext.go.jp/sports/content/20230929-spt_kyosport-000032114_1.pdf (参照2024-03-20)
 - 13) 昨年度報告書41頁
 - 14) ヒューマン・ライツ・ウォッチ「数えきれないほど叩かれて：日本のスポーツにおける子どもの虐待」33-36頁における中央競技団体の通報窓口の状況を参照。
 - 15) 中央競技団体や国内オリンピック委員会がセーフガーディングに取り組む際の「IOC Safe-guarding Toolkit for NF and NOC」44頁においても、匿名での相談を認めることはグッド・プラクティスと位置付けられている。
 - 16) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「令和3年度スポーツ庁委託事業 報告書 スポーツ・インテグリティ事業(海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査研究)」133頁においても、中央競技団体及びその傘下の加盟団体で、共通に適用されるセーフスポーツコードを策定することは、違反行為や処分の内容、並びにこれに対する対応を統一にする意味で有用であることが指摘されている。

令和 5 年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ
体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究
～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～
－第 2 報－

◎発行日：令和 6 年 4 月 30 日

◎編集者：來田 享子（体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する
調査研究班長）

◎発行者：公益財団法人日本スポーツ協会 <https://www.japan-sports.or.jp>
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

◎印刷：日本印刷株式会社 <https://www.npc-tyo.co.jp/>
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-41-24

